

2021年6月22日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン  
ANSELM WONG  
(コード：9318 東証第2部)  
問合せ先 IR推進執行役員 山内 沙織  
(TEL. 03-5534-9614)

### 特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

2021年4月9日付「第三者委員会の設置に関するお知らせ」、同4月16日付「第三者委員会の委員の選任に関するお知らせ」及び同4月28日付「第三者委員会の解散及び特別調査委員会の設置に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社子会社である株式会社トレードセブン(以下、「T7」といいます。)が行った過去の取引及び同取引にかかる会計処理を中心として、事実関係解明、原因分析及び改善方針の策定に向け、外部専門家による特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

2021年6月21日、特別調査委員会より調査報告書を受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 特別調査委員会の調査結果

特別調査委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書」をご参照下さい。

なお、当該調査報告書においては、部分的な非開示措置を施しております。

##### 2. 業績への影響

当社は、特別調査委員会の調査結果に基づき、過年度の会計処理の検証及び連結財務諸表に与える影響額の確定を行った上で、2021年6月30日までに、過年度の有価証券報告書等及び決算短信等の訂正を行うとともに、2021年3月期有価証券報告書及び決算短信を提出する予定であります。

##### 3. 再発防止策について

当社は、今回の調査結果を真摯に受けとめ、再発防止の提言に沿って再発防止策を策定の上、実行してまいります。

なお、具体的な再発防止策等は、確定次第、改めて発表いたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にはご迷惑をお掛けしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上

アジア開発キャピタル株式会社 御中

# 調 査 報 告 書

2021年6月21日

[ADC 特別調査委員会]

委員長 奥津 泰彦

委員 後藤 登

委員 梶谷 篤

## 【目次】

略称・用語一覧	5
<b>第1 特別調査委員会の概要</b>	<b>6</b>
1 特別調査委員会設置の経緯	6
2 調査目的・範囲	6
3 調査体制等	6
(1) 当委員会の構成	6
(2) 調査期間	7
4 調査方法	7
(1) 関連資料の精査	7
(2) 質問状	7
(3) ヒアリング	8
(4) アンケート	8
5 調査に関する留保事項	8
<b>第2 本調査の前提事実</b>	<b>9</b>
1 ADCの概要	9
(1) 会社概要	9
(2) 沿革	9
(3) 業績推移	11
(4) 役員等の変遷	12
(5) 組織図	12
(6) ADCの事業状況	13
2 T7の概要	14
(1) 会社概要	14
(2) 沿革	14
(3) 業績推移	14
(4) 役員の変遷	15
(5) 組織図	15
(6) ADCによるT7取得の経緯及びT7の事業状況	16
3 TPの概要	17
(1) 会社概要	17
(2) 沿革	17
(3) 業績推移	17
(4) 役員の変遷	17
(5) 組織体制	17
(6) 設立の経緯	18
4 コーポレート・ガバナンスの概要	19
(1) コーポレート・ガバナンス体制図	19
(2) 子会社管理体制の状況	20
<b>第3 本調査の結果判明した事実</b>	<b>21</b>
1 本件蓄電池取引の概要等	21
(1) 本調査の対象となる取引の一覧	21
(2) 取引金額等の概要（四半期単位）	23
(3) ADC連結売上高に占める本件蓄電池取引の割合	24
2 関連する法人	25

(1) NX	25
(2) DL	25
(3) T7	25
(4) IA	26
(5) KS	26
(6) GA	27
(7) MC	27
(8) TP	27
(9) T0	28
(10) BT	28
3 想定されていた取引	29
(1) 取引①から取引⑮について	29
(2) 取引⑯から取引⑳について	30
4 判明した本件蓄電池取引の実態（資金循環取引の認定）	31
(1) 資金循環取引の認定	31
(2) 本件蓄電池取引の実態	32
5 本件蓄電池取引の経緯	33
(1) DLによる本件蓄電池取引の企図	33
(2) T7への商流参加の勧誘	34
(3) DLによる説明及び提供資料の検討	35
(4) 中間商流参加者にかかる認識について	37
(5) 本件蓄電池取引開始にかかるADC及びT7の意思決定過程	38
(6) 締結された契約書と取引の実行	40
(7) 契約Aにかかる覚書の締結	42
(8) 取引開始後の意思決定の状況	42
(9) 取引開始後の現物確認の不存在	43
(10) 取引開始当初におけるアスカ監査法人による監査	44
(11) 中間商流参加者のIAからKSへの変更	47
(12) 商流参加者のT7からTPへの変更	47
(13) 商流参加者の変更後の意思決定の状況	48
(14) TPによる契約書の締結と取引の実行	49
(15) TPにおける現物確認の不存在	50
(16) 商流変更時におけるアスカ監査法人による監査	50
(17) 本件蓄電池取引の終了にかかる経緯について	50
(18) 本件蓄電池取引によって生じた損益への影響	51
<b>第4 財務報告に与えた影響</b>	<b>52</b>
<b>第5 原因分析</b>	<b>54</b>
1 DLが本件蓄電池取引の目的及び実態について、事実と異なる説明を行ったこと	54
2 T7担当取締役の認識不足	54
(1) T7担当取締役の調査不足	54
(2) 担当役員のリスクに対する認識不足	56
3 ADCの内部統制（子会社管理体制）上の不備	56
(1) 取締役会の問題	56
(2) 監査の問題	57
<b>第6 再発防止策の提言</b>	<b>60</b>

1	経営者リテラシーの向上	60
	(1) 会社事業上のリスク及び役員の職責に対する認識の徹底	60
	(2) 一般的会計不正事例に関する知識の補充	60
2	内部統制体制の再構築	60
	(1) 社内における内部統制体制の構築	60
	(2) 取締役会の監督機能の向上	61
	(3) 監査体制の整備	62
	(4) 情報及び権限集中の排除	64
	(5) 不祥事の早期発見のための取組	64

## 略称・用語一覧

略称・用語	正式名称・定義等
ADC	アジア開発キャピタル株式会社
T7	株式会社トレードセブン
TP	株式会社 TS Project
DL	DL 社
IA	IA 社
KS	KS 社
GA	GA 社
TO	TO 社
NX	NX 社
MC	MC 社
BT	BT 社
HK	HK 社

## 第1 特別調査委員会の概要

### 1 特別調査委員会設置の経緯

ADCは、2021年4月16日、同社の子会社であるT7、孫会社であるTPにおいて行われていた取引及びそれらの会計処理の適切性及びそれらが不適切であった場合の原因等の調査を行うため、外部の専門家等による調査を実施することとし、弁護士及び会計士4名からなる第三者委員会（以下「旧委員会」という。）を設置した。

しかし、ADCは、調査対象となる元取締役2名より、旧委員会の委員の構成に関し、第三者委員会としての独立性、中立性に疑義があるとの指摘を受けたこと及び元取締役らからの行為にかかる調査は現経営陣の元でのADCによる調査で足り、必ずしも第三者委員会による調査を要するものではないこと等を踏まえ、調査対象事項を、財務諸表に影響が及び、有価証券報告書等の訂正が必要となる可能性がある取引に関する事実関係の解明及び会計処理の適正性の検証等に範囲を限定することとし（後記2参照）、2021年4月28日、旧委員会を解散し、同日、新たに弁護士及び会計士6名からなる特別調査委員会（以下「当委員会」という。）を設置した。

なお、当委員会の調査対象から外れたその他の取引に関する疑義については、引き続きADCにおいて別途調査等が行われているとのことである。

### 2 調査目的・範囲

当委員会は、下記の事項を遂行するために設置され、下記の事項のために合理的な範囲で必要な調査を行った（以下当委員会が実施した調査を「本調査」という。）

- ① T7及びTPにおいて2017年11月から2019年4月までの期間に行われたリチウムイオン蓄電池取引に関する事実関係の調査及びかかる取引に関する会計処理の適正性の検証（以下「本件」という。）
- ② 本件が財務報告に与える影響の分析
- ③ 本件の背景及び原因の分析
- ④ 本件に関する再発防止策の提言

### 3 調査体制等

#### (1) 当委員会の構成

当委員会の構成は、下記のとおりである。

委員長	奥津 泰彦	公認会計士	(奥津公認会計士事務所)
委員	後藤 登	公認会計士・弁護士	(日比谷通り後藤法律会計事務所)
委員	梶谷 篤	弁護士	(梶谷綜合法律事務所)

また、当委員会は、下記の者を補助委員として任命し、本調査の補助をさせた。

補助委員	塩野 治夫	公認会計士	(塩野治夫公認会計士事務所)
------	-------	-------	----------------

補助委員 上田 慎 弁護士 (梶谷綜合法律事務所)  
補助委員 高巢 遵 弁護士 (梶谷綜合法律事務所)

当委員会の委員及び補助委員はいずれも、これまで ADC 及び ADC の関係会社と利害関係を有していない。

また、当委員会は、ADC 及び ADC の関係会社との独立性を確保し、実効的な調査を図ることを目的として、下記の事項を ADC との間で合意した。

- ① 報告書の起案権限及び編集権限は当委員会に専属するものとし、ADC は報告書の内容に介入することはできない。
- ② 当委員会における調査方法は当委員会の合議と自由裁量によって定め、ADC は当委員会の調査に全面的に協力する。
- ③ その他、当委員会の運営は当委員会の合議と自由裁量によって定める。

## (2) 調査期間

当委員会は、2021年4月28日から2021年6月20日までの期間にわたり調査を行い（以下「本調査期間」という。）、その間32回（web会議を含む）の委員会を開催した。

## 4 調査方法

### (1) 関連資料の精査

ADC から開示された契約関係書類（契約書、注文書、請求書等）、ADC、T7 及び TP の取締役会議事録、監査報告書その他の各種書類、ADC 及び関係会社の PC、サーバ等に残存する関係者のメールの記録等を分析・検証した<sup>1</sup>。

### (2) 質問状

当委員会は、2021年5月7日から同月10日にかけて、本件に関係する下記の個人ないし法人10名に対し、事実確認のための質問状を送付し、それぞれ回答を得た。また、その後も各関係者に随時メール、電話等により追加質問を行い、それぞれ回答を得た。

- ① 網屋 信介（元 ADC 代表取締役、元 T7 代表取締役）
- ② 高瀬 尚彦（元 ADC 取締役、元 T7 代表取締役）
- ③ OT（DL 代表取締役、元 T0 取締役、元 MC 代表取締役、同社清算人）
- ④ 谷口 亮（元 T7 代表取締役、元 KS 代表理事、元 IA 代表取締役）
- ⑤ 宮内 淳智（元 T7 代表取締役、元 TP 代表取締役）
- ⑥ TT（元 IA 代表取締役、同社代表清算人）

---

<sup>1</sup> 調査の主要な目的が会計処理の適正の検証であること及び会計処理上の要請による調査期間の限定等の事情により、本調査においては当委員会によるデジタル・フォレンジック調査は行っていない。



- ⑦ IS 氏 (GA 代表社員。ただし、回答は実質的経営者である IH 氏からなされた。)
- ⑧ NT (T0 代表取締役)
- ⑨ NX
- ⑩ アスカ監査法人

### (3) ヒアリング

当委員会は下記の関係者に対しヒアリングを実施した (カッコ内は実施日)<sup>2</sup>。

#### ア ADC

- ① アンセム・ウォン 代表取締役社長 (5月22日)
- ② 後藤 光男 常勤監査役 (5月22日)
- ③ 奥 雄一郎 内部監査室室長 (5月22日)

#### イ 社外関係者

- ① 宮内 淳智 (5月14日)
- ② 谷口 亮 (5月17日)
- ③ 高瀬 尚彦 (5月18日、5月24日)
- ④ 網屋 信介 (5月18日)
- ⑤ OT 氏 (5月20日)
- ⑥ O 氏 (DL 社員、元 T0 取締役) (5月20日)

### (4) アンケート

当委員会は、本件当時 ADC の役員であった人物 10 名に、本件に関する ADC 取締役会での説明、報告、議論の状況その他 ADC におけるガバナンス体制、コンプライアンス体制についてのアンケートを実施し、6月20日までの間にうち7名から回答を得た。

## 5 調査に関する留保事項

当委員会は、前記2の調査目的のもと、本調査として、最大限の調査を実施する努力をした。しかしながら、本調査は、強制的な調査権限ないし捜査権限に基づくものではなく、あくまで関係者の任意での協力が前提である点、時間的制約がある中での調査であった点及びADCが保有していた限られた資料に依拠している点等に起因する調査の限界があったことを付言する。

当委員会の事実認定は、このように限界がある中で実施した本調査の結果に基づくものであって、当委員会が収集した以外の資料等が存在し、新たな事実関係が発覚した場合には、本件の事実認定が変更される可能性を否定しない。

また、以下に記載する各記載は、前記2に掲げる本調査の目的のための記載であり、原因分析にかかる記載も当時における取締役、監査役の善管注意義務違反その他関係当事者の法的責任を認定する趣旨ではないことに留意されたい。

---

<sup>2</sup> なお、TT 氏、IH 氏、及びアスカ監査法人にもヒアリングを要請したが文書でのみ回答を行うとの対応であった。

## 第2 本調査の前提事実

有価証券報告書その他の開示資料その他 ADC より提供を受けた資料によれば、ADC、T7 及び TP の概要は下記のとおりである。

### 1 ADC の概要

#### (1) 会社概要

商号	アジア開発キャピタル株式会社
本店所在地	東京都中央区月島 1-2-13 ワイズビルディング 4F
設立	大正 11 (1922) 年 2 月 7 日
資本金	5,982,783,598 円
代表者	アンセム ウォン
事業内容	投資事業 / 金融事業

#### (2) 沿革

1952年6月	本社地に資本金500万円で倉庫業営業開始
1956年1月	小型貨物自動車運送業営業開始
1960年2月	日本橋（旧箱崎）営業所開始
1961年6月	倉庫証券発行許可倉庫となる
1961年12月	東京繊維商品取引所指定倉庫となる
1963年7月	東京証券取引所第2部市場に上場
1969年4月	愛知県大府市に大府営業所開設
1970年3月	事業部制とし東京物流事業部（旧東京事業部）・名古屋物流事業部（旧名古屋事業部）設置
1971年6月	名古屋市に名古屋（旧中切）営業所開設
1971年6月	埼玉県戸田市に戸田営業所開設
1971年9月	名古屋繊維取引所指定倉庫となる
1974年3月	名古屋市に鶴舞営業所開設
1975年8月	静岡県浜松市に浜松営業所開設
1977年4月	大阪物流事業部（旧大阪事業部）設置
1977年7月	大阪府茨木市に茨木営業所開設
1978年3月	愛知県海部郡に名古屋港営業所開設
1988年3月	日本橋第1ビル（本社ビル）竣工
1988年4月	名古屋市に木場町営業所開設
1989年4月	リビング関連事業部設置
1990年4月	不動産事業部設置
1993年12月	日本橋第2ビル竣工
1996年3月	大府営業所閉鎖
1998年10月	リビング関連事業部休止

2002年6月	軽貨急配株式会社（大阪証券取引所市場第2部上場）との業務提携契約締結に基づく軽貨物事業の開始
2003年3月	名古屋港営業所閉鎖
2003年4月	日本橋第1ビル、第2ビルを流動化により売却
2003年7月	上記に伴い不動産事業部を廃止
2003年9月	日本橋営業所を閉鎖
2003年10月	社名を株式会社NDBとする
2003年11月	通信事業の開始
2004年3月	戸田営業所及び木場町営業所の一部を売却、通信事業並びに軽貨物事業から撤退
2004年5月	企業活性化投資ビジネスへの参入
2004年7月	社名をジェイ・ブリッジ株式会社とする
2004年8月	鶴舞営業所閉鎖
2004年8月	関連事業部の設置
2005年10月	ホールディングカンパニーへ移行
2006年10月	東京証券取引所における当社株式の所属業種が「その他金融業」に変更
2006年10月	医療・介護福祉周辺事業の再生及び活性化支援などを中心とした「医療・ヘルスケア事業」の開始
2010年7月	医療法人社団杏林会の出資持分売却によりメディカル事業より撤退
2010年10月	社名をアジア・アライアンス・ホールディングス株式会社とする
2015年10月	社名をアジア開発キャピタル株式会社とする
2016年3月	T7株式を取得（持分法適用会社化）
2017年4月	T7の第三者割当増資を引受け子会社化
2018年1月	日本食レストラン事業を開始
2018年3月	バイオマス燃料供給事業を開始

### (3) 業績推移

#### ア 連結経営指標

単位：千円

決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	2,688,143	682,366	1,630,429	1,055,381
経常損失(△)	△76,987	△713,619	△847,459	△802,458
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△173,408	△1,321,715	△882,781	△1,116,882
包括利益	△351,828	△997,435	△997,347	△1,067,661
純資産額	3,134,137	3,650,520	2,698,593	1,539,481
総資産額	3,780,793	4,146,319	3,310,344	2,022,460

#### イ 単体経営指標

単位：千円

決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	159,858	166,798	152,891	124,483
経常損失(△)	△208,865	△624,238	△343,047	△407,315
当期純利益又は当期純損失(△)	△5,354	△1,261,185	△478,143	△1,150,981
純資産額	3,257,547	3,839,844	3,330,208	2,170,244
総資産額	4,548,714	4,889,847	4,475,549	3,163,557

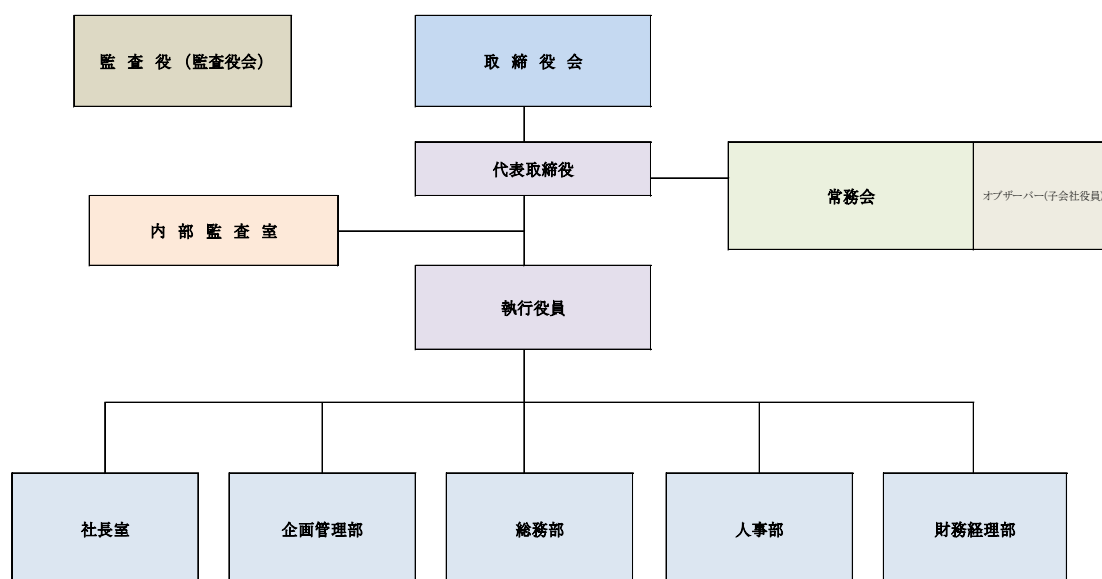
#### (4) 役員等の変遷

(2021年5月14日時点)

氏名	役職	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	就任日		
網屋 信介	代表取締役 取締役	→						(代表取締役：2016年1月26日)	(代表取締役：2020年11月24日辞任) (取締役：2021年1月31日辞任)
長原 彰弘	取締役	→						(2007年9月28日)	(2020年9月29日 退任)
ウォンベンチョン	取締役	→						(2015年6月26日)	(2020年9月29日 退任)
高瀬 尚彦	取締役	→						(2016年6月28日)	(2020年9月29日 退任)
大木 隆太郎	取締役	→						(2017年6月29日)	(2020年9月29日 退任)
小笠原 耕司	取締役 監査役	→						(取締役：2016年6月28日) (監査役：2020年9月29日)	(取締役：2020年9月29日 退任) (監査役：2020年11月30日辞任)
佐藤 一成	監査役	→						(2016年6月28日)	(2020年9月29日 退任)
アスカ監査法人	会計監査人	→						(2014年6月27日)	(2021年4月13日 辞任)
アンセム・ウォン	代表取締役 取締役	→						(代表取締役：2020年9月29日) (取締役：2016年6月28日)	現任
松田 勉	監査役					→	(2020年11月30日)	現任	
徐 天雄	取締役				→		(2020年9月29日)	現任	
許 逸賢	取締役				→		(2020年9月29日)	現任	
横井 正道	取締役				→		(2020年9月29日)	現任	
村島 吉豊	監査役	→						(2009年12月3日)	現任
後藤 光男	監査役	→						(2000年6月29日)	現任
アリア監査法人	仮会計監査人					→	(2021年4月13日)	現任	

#### (5) 組織図

(2021年4月19日時点)



## (6) ADCの事業状況

ADCは、現在、東京証券取引所第二部に上場している。創業時は倉庫業、運送業を営んでいたが、2004年頃から投資ビジネスに参入し、現在では投資事業、金融事業を主たる事業としている。投資事業は、ADCで有価証券の保有・運用、コンサルティング、貸付等を行い、子会社では金融事業、質屋事業、古物買取販売事業、バイオマス燃料供給事業、中国での日本食レストラン事業<sup>3</sup>等を行っている。

ADCは、過去長期にわたり継続して経常損失を計上し続けており、継続企業的前提に関する注記も継続的に付されている状況にあった。かかる状況下で、2016年3月以降、ADCの事業戦略の柱である金融事業の一環として、質屋事業及び古物買取販売事業へ進出することを企図しT7の子会社化等を進めていったことが認められる。

---

<sup>3</sup> なお2021年6月時点では日本食レストラン事業は終了している。

## 2 T7の概要

### (1) 会社概要

商号	株式会社トレードセブン
本店所在地	東京都中央区月島 1-2-13 ワイズビルディング 4F
設立	平成 26 (2014) 年 8 月 1 日
資本金	1 億円
代表者	山内 沙織
事業内容	質屋事業 / 古物買取販売事業

### (2) 沿革

2014年2月	千葉市中央区に資本金100万円にて設立
2016年3月	ADCがT7の35%の株式を取得し、ADCの持分法適用関連会社となる
2017年4月	ADCによるT7株式の追加取得により、ADCの連結子会社となる (ADCの持株比率74%)
2017年11月	ADCによるT7株式の追加取得により、ADCの完全子会社となる (ADCの持株比率100%)
2020年10月	TPを吸収合併
2021年2月	質屋事業、古物買取販売業からの撤退を決定
2021年4月	東京都中央区月島に本店移転

### (3) 業績推移

単位：千円

決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	251, 202	643, 361	1, 227, 143	383, 759
経常利益又は経常損失 (△)	4, 898	△23, 924	△65, 602	△26, 804
当期純利益又は当期純 損失 (△)	4, 728	△24, 104	△66, 122	△27, 240
純資産額	9, 297	35, 193	49, 070	21, 830
総資産額	1, 215, 273	1, 404, 377	1, 168, 474	973, 058

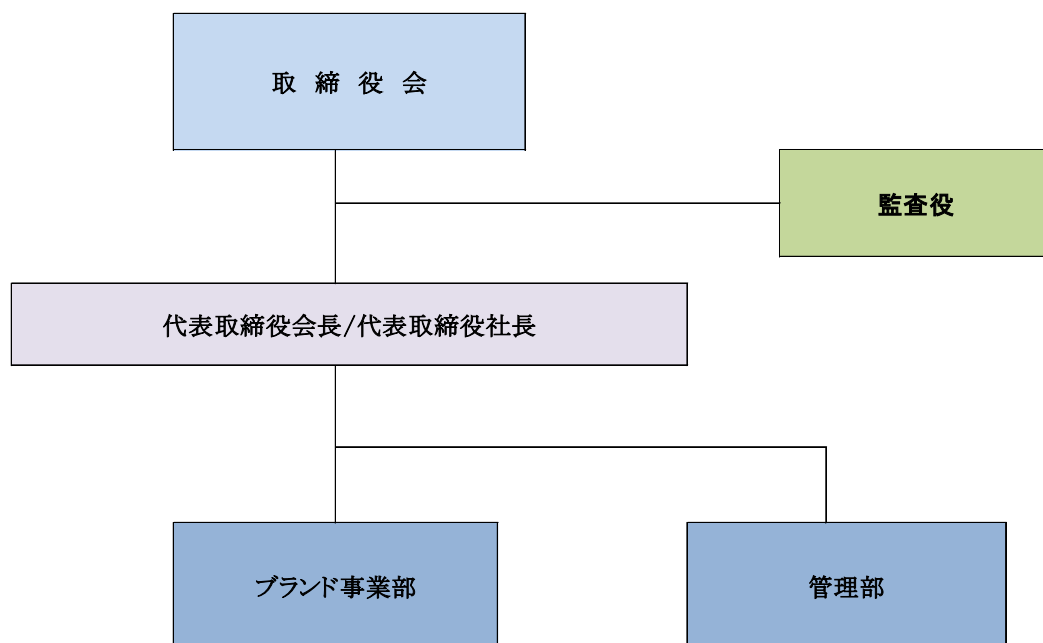
#### (4) 役員の変遷

(2021年4月28日時点)

氏名	役職	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	就任日	
谷口 亮	代表取締役 取締役	→					(2015年4月1日)	(代表取締役：2016年2月1日辞任) (取締役：2018年4月26日辞任)
宮内 淳智	代表取締役 取締役		→				(2018年4月26日)	(2021年3月31日辞任)
高瀬 尚彦	代表取締役 取締役	→					(2017年4月3日)	(2020年10月29日辞任)
網屋 信介	代表取締役				→		(2020年10月29日)	(2020年11月27日辞任)
小杉 裕	代表取締役 取締役					→	(2020年11月27日)	現任
山内 沙織	代表取締役 取締役					→	(2021年4月1日)	現任
アンセム・ウォン	取締役	→					(2016年5月26日)	現任
後藤 光男	監査役	→					(2017年4月3日)	現任

#### (5) 組織図

(2019年8月1日時点)





## (6) ADC による T7 取得の経緯及び T7 の事業状況

T7 は、2014 年 8 月、BT の持株会社である株式会社 BISS ホールディングスの 100% 子会社として設立された。ADC は、上記のとおり、事業戦略の柱である金融事業の一環として、質屋事業及び古物買取販売事業へ進出することを企図し、2016 年 3 月に T7 の株式 35% を取得し T7 を持分法適用関連会社とし、これと同時に T7 が行う質貸付の資金需要に応じるため T7 に対して融資を進めていったことが認められる。さらに ADC は質屋事業及び古物買取販売事業を ADC グループの中核事業として位置付け、2017 年 4 月に、業務拡大と収益向上を目的として T7 を連結子会社とし (ADC の持株比率 74%)、同年 11 月に完全子会社化した。

T7 は、ADC の持分法適用会社化以降、業務の主軸を従来の古物買取販売から質貸付に注力するビジネスモデルに変更し、営業貸付金増加に伴う利息収入が主要な売上高となった。しかし、T7 単体では外部からの利息収入は増加したものの、資金供給元である ADC への利息支払も増加し、結果的に営業貸付金増加による T7 単体の経常利益に及ぼす効果は限定的であり、2019 年 3 月期には広告宣伝費増加等の影響で T7 単体の経常損失が拡大した。

かかる状況の中で、T7 は新たなビジネスとして、中古遊技台関連設備の割賦販売ビジネスを 2017 年 10 月に開始し、本件蓄電池販売ビジネスもほぼ同時期の 2017 年 11 月に開始した。しかし、中古遊技台関連設備の割賦販売ビジネスについては、売上計上は純額表記で行う会計処理を行っているため T7 単体の売上高に及ぼす影響は限定的であり (月 3 百万円程度の売上高)、T7 の単体売上の高くは蓄電池取引に伴う売上高が占有することとなった。この結果、後述のとおり ADC の連結売上においても蓄電池取引の売上高は大きな影響を与えることとなった<sup>4</sup>。

---

<sup>4</sup> 第 3 の 1(3)記載のとおり、ADC 連結売上高における本件蓄電池取引の売上高の比率は、2018 年 3 月期では 53.8%、2019 年 3 月期では 68.2%を占めるに至った。

### 3 TPの概要

#### (1) 会社概要

商号	株式会社 TS Project
本店所在地	東京都中央区銀座七丁目 5-5 長谷第一ビル 3F
設立	平成 30 (2018) 年 10 月 30 日 ※令和 2 (2020) 年 12 月 8 日解散
資本金	100 万円
代表者	宮内 淳智
事業内容	物品販売業

#### (2) 沿革

2018年10月30日 東京都中央区銀座に資本金100万円にて設立  
2020年12月18日 T7との吸収合併により解散

#### (3) 業績推移

単位：円

決算年月	2019年3月	2020年3月
売上高	102,643,200	190,080,000
経常利益又は経常損失 (△)	1,049,738	△2,046,638
当期純利益又は当期純 損失 (△)	766,384	△2,114,282
純資産額	1,766,384	△347,898
総資産額	203,063,437	59,702

#### (4) 役員の変遷

2018年10月30日の設立以降、2020年10月にT7が吸収合併したことによる解散に至るまで、代表取締役の宮内淳智氏以外に役員は存在しない。

#### (5) 組織体制

TPに在籍していたのは宮内淳智氏1名のみであり、必要に応じてADCあるいはT7から出向者を受け入れて業務を行わせていた。そのため、TPに組織体制といえるものは存在しない。

## (6) 設立の経緯

TP は T7 の 100%子会社として蓄電池取引に特化した SPC として、2018 年 10 月に設立された<sup>5</sup>。

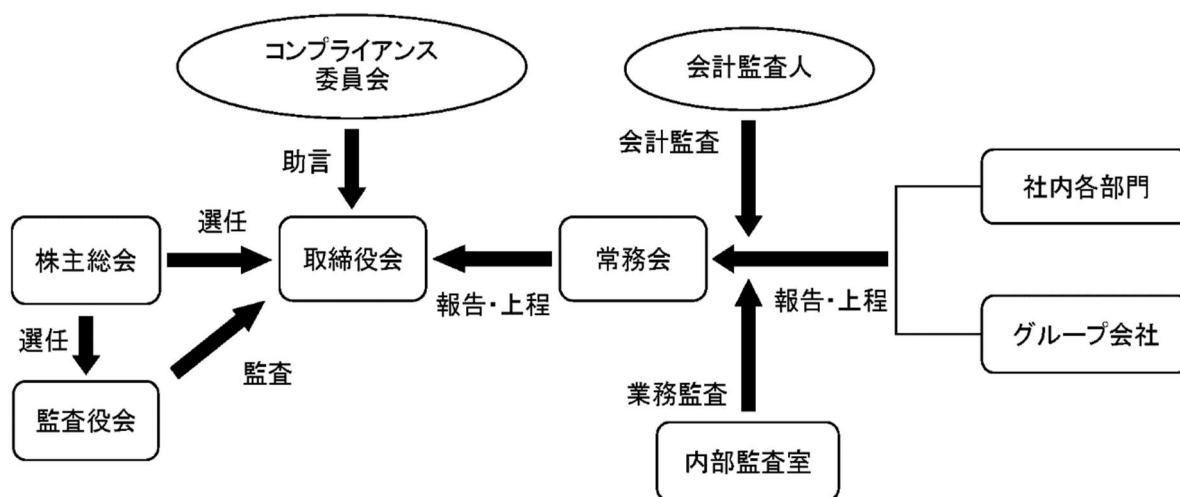
---

<sup>5</sup> 設立の経緯及びその背景等の事情については、第 3 の 5(12)を参照。

## 4 コーポレート・ガバナンスの概要

### (1) コーポレート・ガバナンス体制図

ADCのコーポレート・ガバナンスの体制は以下のとおりとなっている。  
(2021年6月20日現在)



#### ア 取締役会

取締役5名から構成されており、法令・定款に定められた事項及び重要な業務に関する事項の協議・決議を行う。

#### イ 監査役会

監査役会は監査役3名から構成されており、取締役会への出席や業務・財産状況の調査を通じて、役職員の業務執行状況の監視を行う。

原則月1回開催し、主な検討事項は、監査の方針、監査実施計画、職務の分担の策定、取締役の職務遂行の適法性、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の妥当性等である。監査役監査の具体的活動として、取締役会を含めた社内の重要な会議に出席、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通・情報交換、会計監査人からの監査の実施状況・結果の報告の確認とされている。

#### ウ コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、取締役、監査役、内部監査室長等で構成され、業務執行・監督機能を強化するプロセスとして、役職員に対して、経営・業務執行の適法性・妥当性を維持するための助言等を適宜行うものとされている。

#### エ 常務会

代表取締役社長、代表取締役副社長、執行役員及び常勤監査役をもって構成され、取締役会で決定された経営基本方針に基づき社長が業務を執行するにあたり、業務

に関する重要な事項（経営計画、内部統制他）の協議を行うものとされている<sup>6</sup>。

#### オ 内部監査室

ADC の内部監査体制は、社長直轄の組織である内部監査室（1名で構成）が ADC 及び ADC グループ各社の業務執行状況について、法令や定款、社内規程への適合や効率性の観点から監査を定期的実施し、その評価と提言を行うとともに、その結果を代表取締役社長及び監査役へ報告するものとされている。

また、内部監査室では、いわゆる J-SOX における内部統制の整備運用評価手続も実施している。

### （2）子会社管理体制の状況

#### ア 報告体制

上記のとおり、ADC の子会社に関する事項は毎月開催される常務会の付議事項とされており（常務会規程第 7 条）、常務会の議事の経過は議事録に記録される。そして、常務会が必要と判断した事項については取締役会に報告される<sup>6</sup>。また、ADC では、ADC の役職員が子会社の取締役若しくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を確保し、ADC の取締役会及び監査役会に報告する体制が整備されている。

#### イ 承認体制

関係会社が一定の重要事項を行う場合には、下記のとおり、その取引の規模に応じ、ADC における決裁事項又は報告事項とされている。

- ・ 5000 万円以上の場合 ADC 取締役会
- ・ 500 万円以上 5000 万円以下の場合 ADC 常務会（加えて ADC 取締役会に報告）
- ・ 500 万円未満の場合 ADC における担当執行役員及び代表取締役社長（加えて ADC の常務会に報告）

#### ウ 内部監査体制

ADC では、関係会社管理規程及び内部監査規程に従い、ADC 内部監査室は、子会社に内部監査部門が存在する場合には連携を取り、存在しない場合には自ら内部監査を実施することとされている。

---

<sup>6</sup> 常務会が創設されたのは本件蓄電池取引終了後（2020 年 1 月）であり、それ以前は、規程上、随時開催する経営会議により上記協議を行う制度とされていたことが認められる。

### 第3 本調査の結果判明した事実

#### 1 本件蓄電池取引の概要等

##### (1) 本調査の対象となる取引の一覧

本調査の対象となる取引は、2017年11月の前渡金支払を初回として2019年4月の前渡金支払を最終回とする、以下の「本件蓄電池取引一覧表」記載の全18件の蓄電池にかかる取引である（以下「本件蓄電池取引」という。また、各取引を「取引①」から「取引⑱」という。）。なお、本件蓄電池取引にかかる注文書その他証憑類では、売買目的物は「名称：リチウムイオン蓄電池、品目：蓄電装置エネル、型式：SL1960WH-1000」との記載で特定されている。

本件蓄電池取引においては、いずれの取引も、最終的に投下資金が期日通りに全額回収され、T7及びTPには資金支出時と資金回収時の差額の利益51百万円（18回取引の累計額（消費税込の差額利益は55百万円）が発生している。したがって、本件蓄電池取引自体を原因として、ADC及びその子会社（以下「ADCグループ」という。）に損失は発生していない。

また、18回の取引の過程において商流参加者が交代している。ADCグループの販売先は一貫してDL社であるが、仕入先は2回（IAからKS、TO）、ADCグループにおける実行者も1回（T7からTP）交代している。

(本件蓄電池取引一覧表)

取引番号	取引月次	取引蓄電池数量 (台)	前渡金支払日	前渡金支払先 (仕入先)	前渡金支払額 (税込) 単位:円
①	2017年11月次	85	2017年11月30日	IA	96,268,824
②	2017年12月次	85	2018年1月5日	IA	96,268,824
③	2018年1月次	85	2018年1月31日	IA	96,268,824
④	2018年2月次	85	2018年2月28日	IA	96,268,824
⑤	2018年3月次	85	2018年3月30日	IA	96,268,824
⑥	2018年4月次	85	2018年4月27日	IA	96,268,824
⑦	2018年5月次	85	2018年5月31日	IA	96,268,824
⑧	2018年6月次	85	2018年6月29日	IA	96,268,824
⑨	2018年7月次	85	2018年7月31日	IA	96,268,824
⑩	2018年8月次	85	2018年8月31日	KS	96,268,824
⑪	2018年9月次	85	2018年9月28日	KS	96,268,824
⑫	2018年10月次	85	2018年10月31日	KS	96,268,824
⑬	2018年11月次	85	2018年11月30日	KS	96,268,824
⑭	2018年12月次	85	2018年12月28日	KS	96,268,824
⑮	2019年1月次	85	2019年1月31日	KS	96,268,824
⑯	2019年2月次	88	2019年2月28日	TO	98,537,472
⑰	2019年3月次	88	2019年3月29日	TO	98,537,472
⑱	2019年4月次	88	2019年4月26日	TO	98,537,472

取引番号	納品期限 (売上仕入計上)	売上先	売掛金回収日	売掛金回収額(税込) 単位:円
①	2017年12月31日	DL	2018年2月19日	99,144,000
②	2018年1月31日	DL	2018年3月17日	99,144,000
③	2018年2月28日	DL	2018年4月17日	99,144,000
④	2018年3月31日	DL	2018年5月17日	99,144,000
⑤	2018年4月30日	DL	2018年6月19日	99,144,000
⑥	2018年5月31日	DL	2018年7月19日	99,144,000
⑦	2018年6月30日	DL	2018年8月17日	99,144,000
⑧	2018年7月31日	DL	2018年9月20日	99,144,000
⑨	2018年8月31日	DL	2018年10月17日	99,144,000
⑩	2018年9月30日	DL	2018年11月19日	99,144,000
⑪	2018年10月31日	DL	2018年12月19日	99,144,000
⑫	2018年11月30日	DL	2019年1月17日	99,144,000
⑬	2018年12月31日	DL	2019年2月17日	99,144,000
⑭	2019年1月31日	DL	2019年3月17日	99,144,000
⑮	2019年2月28日	DL	2019年4月17日	99,144,000
⑯	2019年3月31日	DL	2019年5月17日	102,643,200
⑰	2019年4月30日	DL	2019年6月19日	102,643,200
⑱	2019年5月31日	DL	2019年7月18日	102,643,200

(2) 取引金額等の概要 (四半期単位)

本件蓄電池取引の取引金額の概要は以下のとおりである。本件蓄電池取引は、2017年11月から毎月1回行われ、売上高累計は約16億6,000万円に上っている。

(T7) (単位:千円)

決算期	売上高	売上高累計	売上原価	売上原価累計	売上総利益	売上総利益累計
2017年12月期	91,800	91,800	89,137	89,137	2,662	2,662
2018年3月期	275,400	367,200	267,413	356,551	7,986	10,648
2018年6月期	275,400	642,600	267,413	623,964	7,986	18,635
2018年9月期	275,400	918,000	267,413	891,378	7,986	26,622
2018年12月期	275,400	1,193,400	267,413	1,158,791	7,986	34,608
2019年3月期	183,600	1,377,000	178,275	1,337,067	5,324	39,933
2019年6月期	0	1,377,000	0	1,337,067	0	39,933
2019年9月期	0	1,377,000	0	1,337,067	0	39,933

(TP) (単位:千円)

決算期	売上高	売上高累計	売上原価	売上原価累計	売上総利益	売上総利益累計
2017年12月期	0	0	0	0	0	0
2018年3月期	0	0	0	0	0	0
2018年6月期	0	0	0	0	0	0
2018年9月期	0	0	0	0	0	0
2018年12月期	0	0	0	0	0	0
2019年3月期	102,643	102,643	98,537	98,537	4,105	4,105
2019年6月期	190,080	292,723	182,476	281,014	7,603	11,708
2019年9月期	0	292,723	0	281,014	0	11,708

(T7+TP合計) (単位:千円)

決算期	売上高	売上高累計	売上原価	売上原価累計	売上総利益	売上総利益累計
2017年12月期	91,800	91,800	89,137	89,137	2,662	2,662
2018年3月期	275,400	367,200	267,413	356,551	7,986	10,648
2018年6月期	275,400	642,600	267,413	623,964	7,986	18,635
2018年9月期	275,400	918,000	267,413	891,378	7,986	26,622
2018年12月期	275,400	1,193,400	267,413	1,158,791	7,986	34,608
2019年3月期	286,243	1,479,643	276,813	1,435,604	9,430	44,038
2019年6月期	190,080	1,669,723	182,476	1,618,081	7,603	51,641
2019年9月期	0	1,669,723	0	1,618,081	0	51,641



なお、前渡金の形で社外に支出された金額の各四半期末の残高は以下のとおりである。2018年3月期から2019年3月期にかけては社外支出の残存額（残高）は概ね2億9,000万円で推移している。

（前渡金の増減）

（T7+TP合計）

（単位：千円）

決算期	期首残高	支出	回収	期末残高
2017年12月期	0	96,268	0	96,268
2018年3月期	96,268	385,075	-192,537	288,806
2018年6月期	288,806	288,806	-288,806	288,806
2018年9月期	288,806	288,806	-288,806	288,806
2018年12月期	288,806	288,806	-288,806	288,806
2019年3月期	288,806	293,343	-288,806	293,343
2019年6月期	293,343	98,537	-293,343	98,537
2019年9月期	98,537	0	-98,537	0
2019年12月期	0	0	0	0
2020年3月期	0	0	0	0

### （3）ADC 連結売上高に占める本件蓄電池取引の割合

ADC 連結財務諸表においては、本件蓄電池取引について以下のとおり連結売上高を計上しており、その構成割合の推移は次のとおりである。連結売上高に占める蓄電池売上高の比率は、2018年3月期では53.8%、2019年3月期では68.2%を占めるに至っていた。

（ADC連結業績推移と蓄電池の連結売上占有率）

回次		第96期	第97期	第98期	第99期	第100期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	(千円)	2,776,356	2,686,143	682,366	1,630,429	1,055,381
経常損失(△)	(千円)	△458,703	△76,967	△713,619	△847,459	△802,458
親会社株主帰属 期純利益	(千円)	237,740	△173,406	△1,321,715	△882,781	△1,116,882
蓄電池売上				367,200	1,112,443	190,080
連結売上占有率				53.8%	68.2%	18.0%

## 2 関連する法人

本件蓄電池取引に関与した法人の概要は以下のとおりである。

### (1) NX

商号	N X
本店所在地	大阪府大阪市
設立	平成 17 (2005) 年 12 月 2 日
資本金	1 億 1000 万円
代表者	NS 氏 (任期: 2020 年 6 月 23 日~現在)
事業内容	飲食店及び宿泊施設の経營業務、駐車場業 等

NXN の 100%子会社であり、NXN のサービスエリア (SA)、パーキングエリア (PA) の商業施設の管理運営を行う会社である。本件蓄電池取引において最終的な納品先 (最終消費者) として ADC に説明されていたが、実際には本件蓄電池取引には関与しておらず、その法人名を無断使用されていたにすぎない。

### (2) DL

商号	DL
本店所在地	東京都中央区
設立	平成 18 (2006) 年 6 月 9 日
資本金	1 億 1000 万円
代表者	OT (任期: 2018 年 6 月 27 日~現在)
事業内容	LED 照明球の開発業務、製造業務 等

本件蓄電池取引において ADC グループの契約上の納品先とされ、本件蓄電池取引を ADC に提案した会社である。DL は、過去 NX と資本関係があり、LED 照明に係る取引関係は実在していたようである。しかし、関係者への聴取結果及びその他の資料によれば、NX は 2014 年 5 月に DL との間の LED 製品共同開発による LED 製品の外部販売業務を終了し、DL との業務提携関係及び資本関係も解消していたことが認められる。本件蓄電池取引においては、代表取締役である OT 氏及びその従業員 O 氏が主に関与していることが認められるが、OT 氏によれば、KK<sup>7</sup>が同社の実質的所有者とのことである。

### (3) T7

<sup>7</sup> KK 氏は、登記簿上平成 28 年 (2018 年) 6 月 27 日まで同社の取締役役に就任していた (退任登記がなされたのは令和 2 年 (2020 年) 5 月 20 日)。

本件蓄電池取引における取引①から取引⑮において ADC グループにおける契約当事者となった会社である（第 2 の 2 参照）。

#### (4) IA

商号	IA
本店所在地	東京都港区
設立	平成 28（2016）年 4 月 1 日 ※平成 30（2018）年 7 月 31 日会社解散
資本金	100 万円
代表者	② 谷口 亮（任期：2016 年 4 月 1 日～2016 年 9 月 30 日） ②TT（任期：2016 年 9 月 30 日～2018 年 7 月 31 日）
事業内容	経営コンサルティング業務、ファクタリング業務 等

本件蓄電池取引における取引①から⑨において ADC グループの直接の仕入先とされていた会社である。関係者への聴取結果によれば、本件蓄電池取引当時における IA の代表者である TT 氏は BT の関係者であり、BT のグループ会社<sup>8</sup>であることが認められる。

#### (5) KS

商号	KS
本店所在地	東京都港区
設立	平成 29（2017）年 4 月 27 日
資本金	—
代表者	①網屋信介氏（任期：2017 年 4 月 27 日～2018 年 4 月 16 日）、 ②谷口亮氏（任期：2018 年 4 月 16 日～2018 年 9 月 1 日）、 ③KH 氏（任期：2018 年 9 月 1 日～現在）
事業内容	資金調達、資本政策、事業再生及び株式公開に関するアドバイザー、コンサルティング等

取引⑩から取引⑮において ADC グループの直接の仕入先とされていた会社である。関係者への聴取結果によれば、KS は、もともと BT の発案により、ファクタリング等により中小企業の資金調達の支援を目的として設立された会社とのことであり、BT のグループ会社であることが認められる<sup>9</sup>。

<sup>8</sup> 本調査報告書において、「グループ会社」とは 人的・資金的に何らかのつながりがある会社を指す。

<sup>9</sup> なお、網屋氏は 2017 年 4 月の設立から理事（代表理事）を務めていたが、KS の事業活動が不調であったため 2018 年 4 月に理事を辞任し、それ以降は KS に関わっていない

#### (6) GA

商号	GA
本店所在地	愛知県名古屋市
設立	平成 29 (2017) 年 10 月 26 日
資本金	100 万円
代表者	IS 氏 (任期: 2017 年 10 月 26 日～現在)
事業内容	LED 照明球の製造販売 等

取引①から取引⑮において IA 又は KS の直接の仕入先とされていた会社であり、DL とともに本件蓄電池取引を ADC に提案する契機となった会社である。代表者は IS 氏であるが、実質的経営者は IH 氏 (以下「IH 氏」と記載する) 場合にはこの IH 氏を指す。) と推測される。関係者への聴取結果その他の資料によると、IH 氏は DL 0 氏と旧知の仲であり、最初に BT に本件蓄電池取引を紹介していることが認められる等、IH 氏は、以前より BT や谷口氏と接点があったものと推測される<sup>10</sup>。

#### (7) MC

商号	MC
本店所在地	東京都中央区
設立	平成 13 (2001) 年 9 月 26 日 ※令和元 (2019) 年 8 月 31 日解散
資本金	500 万円
代表者	OT (任期: 2001 年 9 月 26 日～2019 年 10 月 23 日)
事業内容	広告代理店業、イベントの企画・実施 等

本件蓄電池取引の全取引において、目的物である蓄電池商品の製造管理ないし調達を行う会社として説明されていた。上記取引①から取引⑮において GA の直接の仕入先として ADC に説明されていた会社である。また取引⑯から取引⑲においては T0 の直接の仕入先と説明されていた会社である。

関係者への聴取結果その他の資料によれば、MC は DL OT 氏による設立会社であったところ、本件蓄電池取引を含む DL の蓄電池取引の商流の立て付けのために流用した会社であり、蓄電池製品の製造活動は行っていないとのことである。

#### (8) TP

本件蓄電池取引における取引⑯から取引⑲において ADC グループにおける契約当

---

いとのことである。網屋氏辞任後は BT の関係者である谷口氏が代表理事を引継ぎ、その後同じく BT 関係者である K 氏が代表理事を務めていることが確認されている。

<sup>10</sup> GA の設立日は本件蓄電池取引が開始された 2017 年 11 月の 1 か月前である。

事者となった会社である（第2の3参照）。上述のとおり、TPは蓄電池取引に係る資金を調達するために設立された会社である。

(9) T0

商号	T0
本店所在地	東京都港区
設立	平成30（2018）年3月23日
資本金	800万円
代表者	NT氏（任期：2018年3月23日～現在） ※取締役をOT氏（任期：2018年3月23日～2020年7月31日辞任）、O氏（任期：2018年3月23日～2020年7月31日辞任）が務めていた。
事業内容	LED照明球の開発・製造及び販売、防災関連機器の開発・製造及び販売等

本件蓄電池取引における取引⑩から取引⑫においてADCグループ（TP）の直接の仕入先として位置づけられていた会社である。取締役をDL OT氏及びO氏が努めていた事実よりDL関係者により設立運営されていた会社であると推測される。<sup>11</sup>

(10) BT

商号	BT
本店所在地	東京都港区
設立	平成24（2012）年4月9日
資本金	500万円
代表者	SH（任期：2016年2月1日～現在）
事業内容	古物売買、質屋業 等

BTは本件蓄電池取引の商流参加企業ではないが、本件蓄電池取引のT7への紹介者である。中間商流参加者であるIAやKSはBTのグループ会社であると関係者が認識しており、BTは本件蓄電池取引に一定の関与があったことが認められる。

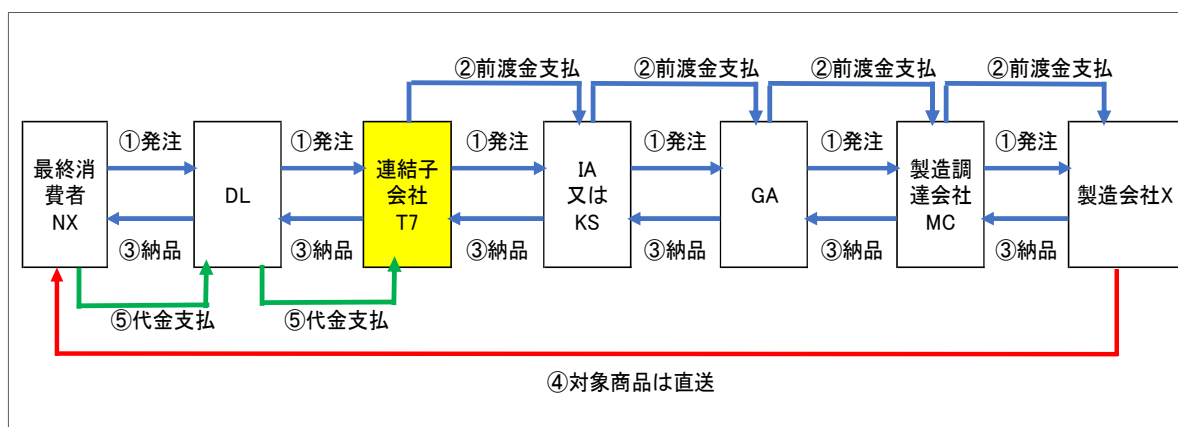
<sup>11</sup> OT氏は、自らはT0の事業内容に一切関与していないと説明している。

### 3 想定されていた取引

ADC 及び T7、TP においては、本件蓄電池取引は、蓄電池の売買取引であり、後述の商流のとおり、製造会社から最終消費者まで売買契約が連鎖していることを前提に、取引実施の意思決定がなされ、会計処理が行われていた。

#### (1) 取引①から取引⑮について

ア 想定されていた商流



#### ① 発注の流れ

最終消費者と想定された NX からの発注に基づき、商流の川上に向い、順次 DL→T7→IA 又は KS→GA→MC→製造会社 X<sup>12</sup>へと発注が行われる。

#### ② 前渡金支出の流れ

T7 が前渡金を支出する（1 か月に 1 回 96,268 千円（税込）の支払）。これが商流の川上に向い、順次 IA 又は KS→GA→MC→製造会社 X へと流れ、受注品の製造用資金として充当される。

#### ③ 納品の流れ

製品完成後に製造会社 X から商流の川下に向い、順次 MC→GA→IA 又は KS→T7→DL→NX に書類上の納品が行われる（実際の対象商品のモノの流れは下記④参照）

#### ④ 対象商品（蓄電池）のモノの流れ

対象商品（蓄電池）は、製造会社 X から NX に直送されることになっている。このためその途中に介在する MC・GA・IA 又は KS・T7・DL は対象商品のモノの流れには関与しない（直送取引）。

#### ⑤ 販売後代金支払の流れ

対象商品が最終消費者 NX に納品された後に、対象商品購入代金の支払が商流の川上に向かい、NX から DL に、さらに DL から T7 に行われる。T7 では②の前渡金支払の約 2.5 か月後に 99,144 千円（税込）の入金を DL から受けることとなる。

<sup>12</sup> 製造会社 X の名称、所在地、事業内容、事業規模等について T7 は認識していなかったとのことである。

この結果、T7 では 1 回毎の取引で②の前渡金支出（仕入代金相当 96,268 千円（税込））と、⑤の販売代金入金（売上代金相当 99,144 千円（税込））の差額 2,875 千円を収受することになる（利益率は 2.9% で一定）。

⑥ 中間商流参加者の交代

2018 年 8 月次の取引⑩から、IA に代わり KS が中間商流参加者となっている。

イ 契約と証憑

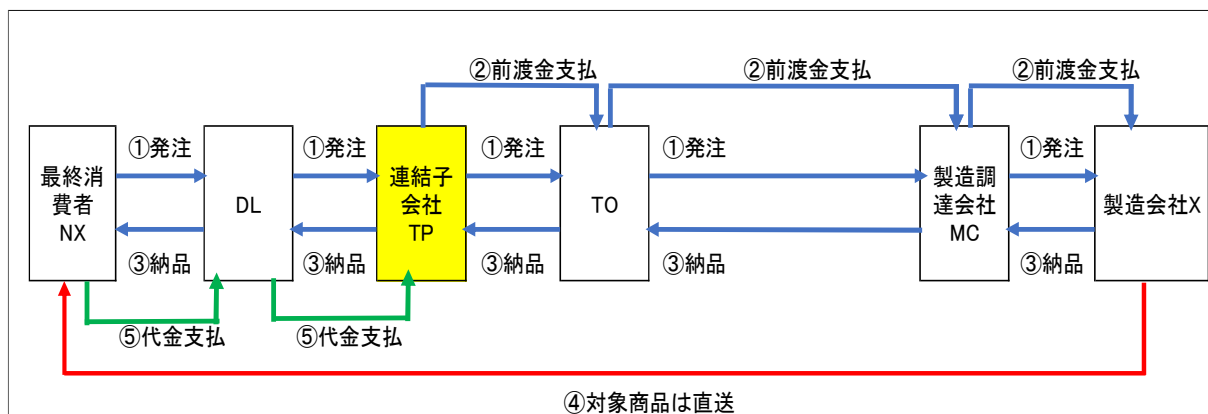
取引①の開始前の 2017 年 11 月 28 日、DL と T7 との間で「売買基本契約書」（以下「契約 A」という。）が、T7・IA・GA の三者間で「売買基本契約書」（以下「契約 B」という。）が、それぞれ締結されている。

また、上記ア⑥の中間商流参加者の交代（IA の商流脱退と KS の商流参加）に伴い、取引⑩の開始前の 2018 年 7 月 1 日に、T7・KS・GA の三者で売買基本契約（以下「契約 C」という。）が締結されている。その内容は契約 B と同じである。

また、上記各基本契約書等に基づく取引の際に、①T7 から DL への見積書、②DL から T7 への注文書、③T7 から DL への注文請書、④IA 又は KS から T7 への前渡金請求書、⑤DL から T7 への物品受領書、⑥T7 から DL への請求書等の証憑がやり取りされ、取引が実行されていた。

(2) 取引⑩から取引⑱について

ア 想定されていた商流



取引①から取引⑱では、T7 が商流における前渡金支払の流れの出発点に存在したが、取引⑩から取引⑱では TP が従前の T7 に代わり商流に参加した。

また、中間商流参加者として、KS と GA に代わり TO が参加している。

当該商流の変化に合わせて、TP による②の前渡金支払額、及び、⑤の販売代金入金額が、取引①から取引⑱における金額から若干変化している。すなわち T7 による前渡金支出額については 1 か月に 1 回 96,268 千円（税込）だったものが、1 か月に 1 回 98,537 千円（税込）に増加している。また販売代金入金額については、前渡金支払の約 2.5 か月後に 99,144 千円（税込）が DL から入金されていたものが、102,643 千円（税込）に増加している。

この結果、TP では 1 回毎の取引で、②の前渡金支出（仕入代金相当 98,537 千円（税込））と、⑤の販売代金入金（売上代金相当 102,643 千円（税込））の差額 4,105 千円を収受することになる（利益率は 4.1% で一定）。

## イ 契約と証憑

取引⑩の開始前の2018年11月15日にDLとTPとの間で「売買基本契約書」（以下「契約E」という。）が、これに先立ち2018年11月1日にTPとTOとの間で「売買基本契約書」（以下「契約D」という。）が締結されている。

また、上記各基本契約書等に基づく取引の際に、①TPからDLへの見積書、②DLからTPへの注文書、③TPからDLへの注文請書、④TOからTPへの前渡金請求書、⑤TPからDLへの納品書、⑥DLからTPへの物品受領書、⑦TPからDLへの請求書等の証憑がやり取りされ、取引が実行されていた。

## 4 判明した本件蓄電池取引の実態（資金循環取引の認定）

### （1）資金循環取引の認定

ADC及びT7、TPにおいては、上記3のとおり、本件蓄電池取引は、蓄電池の売買取引であり、製造会社から最終消費者まで売買契約が連鎖していることを前提としていたが、当委員会の調査により、実際には、本件蓄電池取引においては、蓄電池の現物の納品はなされておらず、かつ、資金が環流している取引（いわゆる資金循環取引）であったことが認められた。その認定根拠は以下のとおりである。

#### ① NXによる本件蓄電池取引の否認

当委員会がNXに対して、本件蓄電池取引が行われていた期間（2017年11月～2019年4月（前渡金支払ベース））において、DLとの間で蓄電池取引が行われていたか否かを書面にて問い合わせたところ、NXは、当該期間において、DLとの取引の事実はないと回答した。

#### ② 蓄電池の製造者による製品供給が疑わしいこと

DLがT7を本件蓄電池取引への参加を勧誘した際に提示したDLのパンフレットの中に、今回の対象商品となった蓄電池（蓄電装置エネルSL1960WH-1000）の紹介があり、その製造元は「NS」とされている。しかし、「NS」は、2014年10月に「SJ」に商号を変更した上、2018年10月17日に東京地方裁判所において破産手続開始決定を受けていることが確認されており<sup>13</sup>、同社が本件蓄電池取引にかかる毎月85台の蓄電池を安定的に供給していたことは極めて疑わしいことが認められた。

#### ③ DL OT氏自身が蓄電池現物の取引の不存在を認めていること

当委員会のDL OT氏に対する質問状及びヒアリングに対し、DL OT氏は、本件蓄電池取引において蓄電池現物の取引は存在せず、したがって、商流の最下流に位置するNXによる発注及び物品受領も存在せず、また、商流の最上流に位置する製造会社も存在しない旨を認める回答を行った。

#### ④ 資金がMCからDLに還流していたことについてDL OT氏が認めていること

当委員会のDL OT氏に対する質問状及びヒアリングに対し、DL OT氏は、本件

<sup>13</sup> 「NS株式会社の社名変更について」  
「SJ（東京）／破産手続き開始決定」

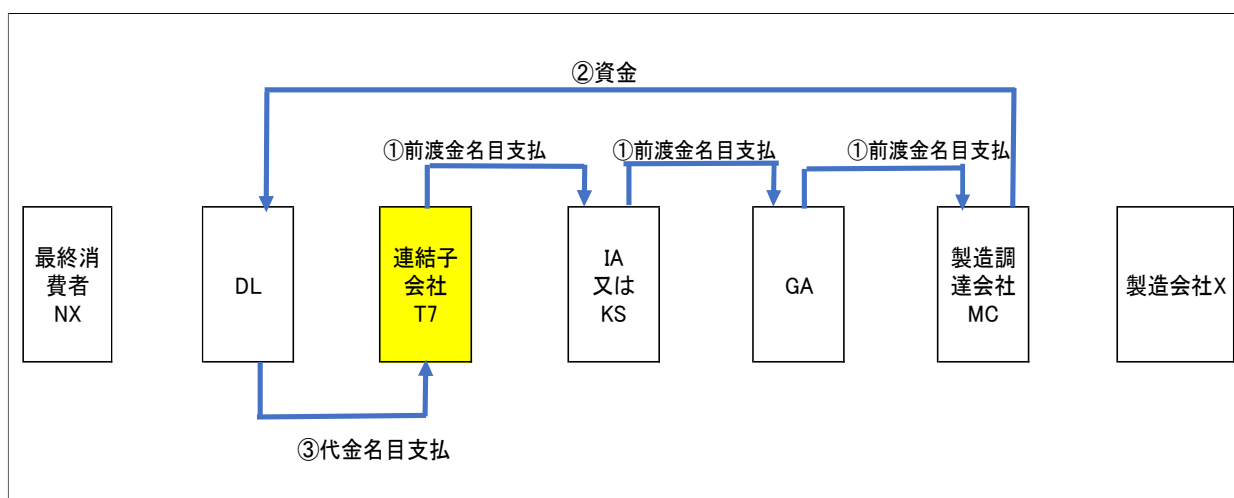


蓄電池取引が、DLの資金繰りの改善を目的とするDLの取引の一部であり、MCからDLに資金が還流されていることを認める旨の回答を行った。

## (2) 本件蓄電池取引の実態

以上を踏まえ、当委員会の調査の結果、本件蓄電池取引の実際の商流は、以下のとおりであることが認められた。

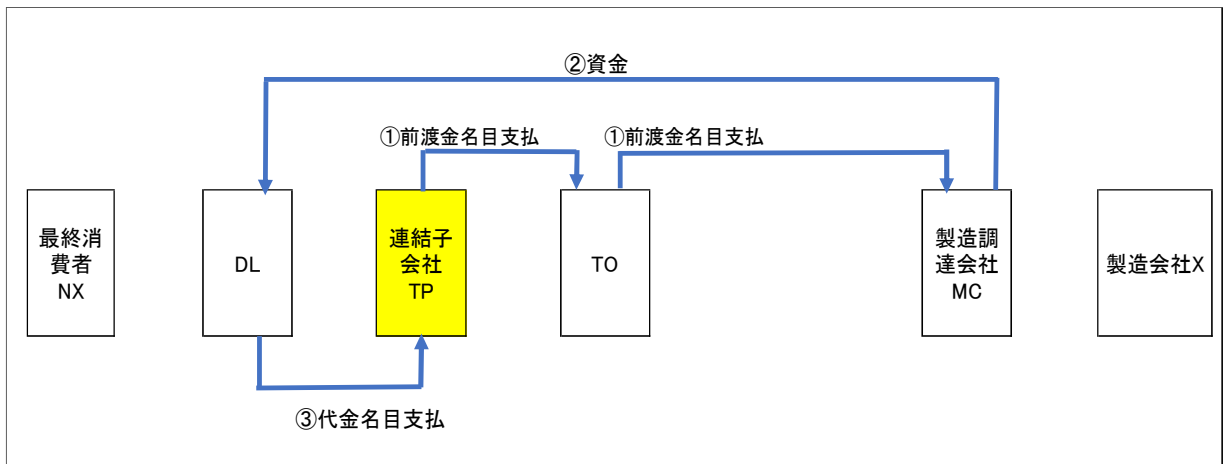
ア 取引①から取引⑮について



蓄電池仕入のための前渡金名目でT7から支払われた資金は中間商流会社のIA又はKS及びGAを介してMCに支払われ(上図①)、これがDLに振り込まれる(上図②)。さらにDLに振り込まれた資金は蓄電池販売代金名目でT7に支払われる(上図③)

すなわち、蓄電池現物の取引は存在せず、T7から支出された資金が循環して再びT7に戻ってくるというスキームとなっている。この結果、T7は取引①から取引⑮の取引(全15回)について、1回の取引毎に、前渡金名目で1回96,268千円(税込)をIA又はKS及びその上流に支出し、DLから約2.5か月後に販売代金入金の名目で99,144千円(税込)の入金を受けたことが認められる(1回取引毎の差益額2,875千円)。

イ 取引⑯から取引⑳について



蓄電池仕入のための前渡金名目で TP から支払われた資金は中間商流会社の TO を介して MC に支払われ（上図①）、これが DL に振り込まれる（上図②）。さらに DL に振り込まれた資金は蓄電池販売代金名目で TP に支払われる（上図③）

すなわち、蓄電池現物の取引は存在せず、TP から支出された資金が循環して再び TP に戻ってくるというスキームとなっている。この結果、TP は取引⑯から取引⑰の取引（全 3 回）について、1 回取引ごとに、前渡金名目で 1 回 98,537 千円（税込）を TO 及びその上流に支出し、DL から約 2.5 か月後に販売代金入金の名目で 102,643 千円（税込）の入金を受けたことが認められる（1 回取引毎の差益額 4,105 千円）。

## 5 本件蓄電池取引の経緯

関係当事者に対する質問及び聴取結果その他の資料によれば、本件蓄電池取引の経緯は以下のとおりであることが認められた。

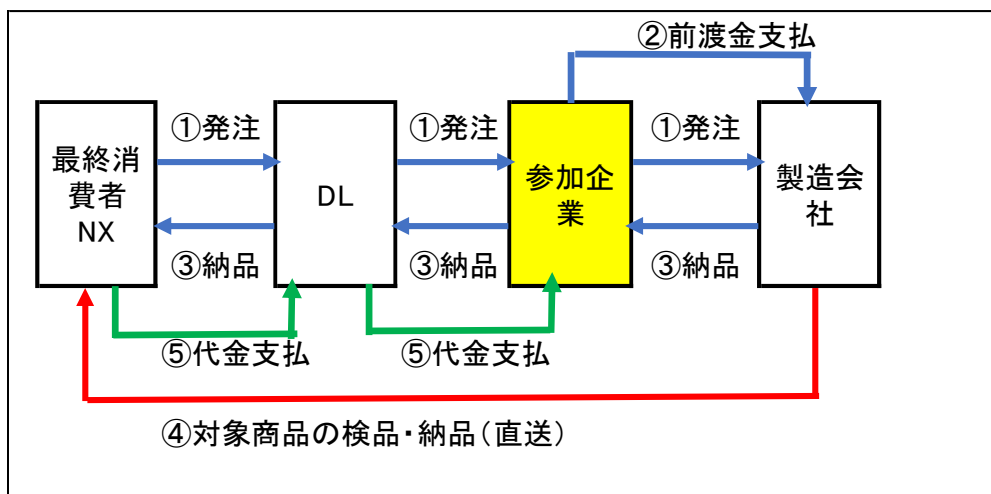
### (1) DL による本件蓄電池取引の企図

DL は本件蓄電池取引が行われた当時において、金融機関からの借入が困難な事情があり、蓄電池取引を介在させた資金調達方法を計画し、関係者及びその知人等のルートで資金提供者を募ることとした。そして、DL は以下のような商流を提案し、商流参加企業の募集を行った（下記「DL が提案した商流図」参照）

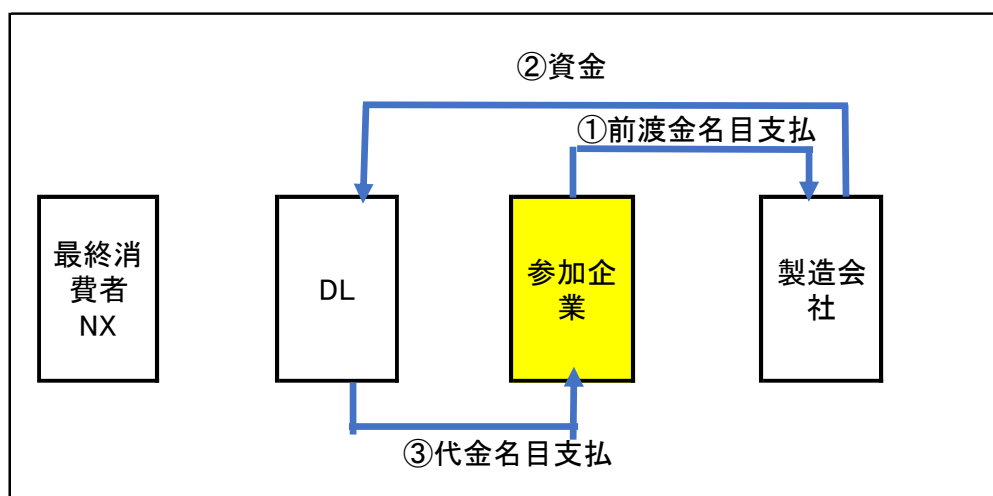
- ① 発注は、最終消費者 NX から商流川上に向かって流れる
- ② 参加企業は製造会社が受注商品の製造に必要な資金を前渡金として支払う
- ③ 製造会社で受注商品の完成後に伝票上では納品は商流川下に向かって流れる
- ④ 実際の対象商品の現物は製造会社から最終消費者 NX に送られる（直送取引）
- ⑤ 代金支払は NX から商流川上に向かって順次行われる。

この結果、参加企業は②の前渡金支払額と、⑤の販売代金入金額の差額が利益となる。

(DL が提案した商流図)



当該商流は外形的には商品売買の商流に参加企業が商社金融的に参加する取引を装っているが、実際には製品製造やその売買の商流は存在せず、参加企業から拠出された前渡金名目の拠出資金は、製造会社に入金され製品製造に用いられることなく DL に振替えられ、そこで数か月間 DL の資金繰りに利用された後に利息相当額を上乗せして参加企業に還流するというものであった。



## (2) T7 への商流参加の勧誘

DL からの T7 への当該商流参加の勧誘は、関係者の認識に細かな差異があるものの ADC グループレベルでの勧誘、T7 レベルでの勧誘があったことが認められる。

### ア ADC グループレベルでの勧誘（網屋氏に対する勧誘）

網屋氏の説明によれば、具体的時期は明確ではないが、BT 代表取締役 SH 氏から網屋氏に対して、DL と製造会社をつないでいる商社機能を持った会社が都合により撤退したため代わりに商流に参加できないかとの打診があり、網屋氏は、SH 氏から大まかな概要説明を聞いた後、具体的な話は高瀬氏にするように伝えたとのことである。

### イ T7 レベルでの勧誘（谷口氏に対する勧誘）

他方、谷口氏の説明によれば、最初に IH 氏から BT に対して本件取引の紹介がなされ、その後 BT から谷口氏に商流参加の勧誘がなされたとのことである。谷口氏は、高瀬氏にその旨を連絡し、以後、高瀬氏と谷口氏において本件蓄電池取引参加の検討を開始したとのことである。

### (3) DL による説明及び提供資料の検討

#### ア DL による説明

上記勧誘を受け、T7 代表取締役社長谷口氏及び T7 代表取締役会長兼 ADC 取締役である高瀬氏は、IH 氏、O 氏と ADC 赤坂本社で面談を行い、本件蓄電池取引にかかる蓄電池の商流等の説明を受けた。面談時期は 2017 年 11 月 28 日の DL・T7 間の売買基本契約（契約 A）、及び、同日の T7・IA・GA 間の売買基本契約（契約 B）の締結の前であった。

DL O 氏は、T7 の高瀬氏、谷口氏に対して、NX 向け蓄電池取引は月 12 億円から 15 億円くらいの取引があるが、NX との取引規模が大きいため、DL 自身で借入することはできず、そのため、商流参加企業（協力企業）を募っており、既に商流参加している企業も複数社存在するとの説明を行った。

この点、当委員会は調査の過程において、取引開始前の段階で谷口氏及び高瀬氏が O 氏から、①『NX との事業紹介資料<sup>14</sup>』、②『DL の企業案内（会社パンフレット）<sup>15</sup>』、③『帝国データバンク社による調査報告書（17 年 8 月 14 日調査日）<sup>16</sup>』、④『決算書（2015 年 3 月期～2017 年 3 月期の 3 期分）』、⑤『通帳コピー<sup>17</sup>』の送付を受けた内容のメール履歴を入手しているが、高瀬氏は④⑤に関しては見た記憶がないと回答している。

#### イ 高瀬氏・谷口氏による確認・検討状況

高瀬氏及び谷口氏は当委員会に対して、上記説明や資料提供等を受けた結果、本件蓄電池取引や商流参加者等について以下の認識を抱いた旨の回答を行っている。

- ① DL の役員等には、立派な経歴の面々があり、NX とパイプがあると思われること（谷口氏回答）。
- ② 既存の商流が存在し（製造会社→DL→NX）、T7 はそれに参加するスキームであること（高瀬氏及び谷口氏回答）。
- ③ 蓄電池現物は「製造会社→NX」あるいは「製造会社→製造管理会社→NX」と

<sup>14</sup> 当該資料の名称は「高速道路及び関連施設に係る電灯、防災関連製品の供給事業に関する概要」である。DL の NX に対する蓄電池等の供給に関し、取引量増加に伴い製造会社に対する製造資金の立替フローが厳しくなったため商社金融を担う企業を募集する内容となっている。作成時期は不明だが、作成者は DL O 氏とのことである。

<sup>15</sup> DL の会社パンフレットである。取扱い製品一覧には本件蓄電池取引にかかる対象商品（蓄電池エネルギー型式 SL1960WH-1000）が含まれている。

<sup>16</sup> 株式会社 F 社宛の帝国データバンク調査報告書である。F 社の詳細は不明。調査報告書には DL 社の販売先として NX が記載され、NX からは出資も得ていることで関係性は強固である旨が記載されている。

<sup>17</sup> 既存の当該商流に実際に参加している会社の通帳の写しと思われ、そこには当該商流参加企業が製造調達会社である MC に前渡金を支払い、その後に DL から入金を受けている履歴が印字されている。

いう形で納品されるため、T7 は物流に関与しないこと（高瀬氏及び谷口氏回答）。

- ④ 本件蓄電池取引のために、DL は製造会社に資金を前払いする必要があるところ、DL の前払いと NX への納品後となる入金との時間的ギャップを埋める話であり、T7 はいわゆる商社金融的に商流に参加するものであること（高瀬氏回答）。
- ⑤ T7 には、1 回の取引ごとに、売買代金の約 3% の取り分があることが事前に決まっていたこと（高瀬氏回答）。

また、本件蓄電池取引は、T7 にとって金額的に重要な取引であるところ、当委員会の質問に対して、T7 の高瀬氏、谷口氏は、本件蓄電池取引にかかる契約締結前に、以下の追加検討作業を行った旨を回答している。

- ① 高瀬氏・谷口氏は、銀座の DL 本社を訪問し、OT 氏・KK 氏と面談し、DL の経営者及び事務所を確認した。
- ② DL 本社を訪問した際に、高瀬氏は、KK 氏から、本件蓄電池取引の目的物である蓄電池サンプルの呈示を受け現認した。
- ③ 高瀬氏は DL に対して「NX と DL との間の売買契約書」、「NX から DL への発注書」、「サンプルとして他社との契約書」、「受発注に係る書類一式等」の提示を要求し、その提示を受けその内容を確認した。

#### ウ 蓄電池納品の現物確認について

当委員会は、高瀬氏に対し、蓄電池の現物が実際に納品されていることの確認を行ったかについて質問を行った。それに対する高瀬氏の回答は以下のとおりである。

- ① NX への納品の確認が必要と考え、DL に対して、NX に直接問い合わせたい旨を申し出たが、DL から、DL と NX との間の取引関係に影響を与えるため直接連絡を控えるよう要請され、問い合わせはしなかった。
- ② 製造会社及び製造管理会社にも直接問い合わせたい旨を申し出たが、複数の製造会社にその時々で依頼をしているため確認困難であると言われ確認できなかった。

この点、高瀬氏は当委員会に対して、蓄電池現物の物流について直接確認することはできなかったが、蓄電池現物の物流があることについては、NX と DL との間の契約書・発注書等を確認したこと<sup>18</sup>、帝国データバンクの調査報告書で NX と DL との間の資本関係・取引関係を確認しており、それ以上の確認はしていない旨を回答している。また、谷口氏も当委員会に対し、直接的な現物確認はできなかったが、決算書や通帳コピーの提供を受けて資金の移動が確認できたことから、商流参加に取り組んだ旨を回答している。

---

<sup>18</sup> 高瀬氏は当委員会に対して、取引開始前に、「NX と DL 間の売買契約書」、「NX から DL への発注書」、「サンプルとして他社との契約書」、「受発注に係る書類一式等」等を DL から見せられたと説明しているが、本件取引は資金循環取引であることが判明しており、少なくとも「NX から DL への発注書」は存在するはずがない書面である。したがって、高瀬氏が当該発注書を現認したことが事実であるとすれば、当該書面は偽造書面であった可能性も考えられる。しかし、当委員会では、当該書面の実在しない高瀬氏の現認の事実の有無は解明できていない。

ただし、これらの高瀬氏、谷口氏の認識については、OT 氏、O 氏は、以下のとおり回答しており、双方の供述には不整合の可能性はある。

- ① 高瀬氏が銀座の DL 本社を訪問した記憶は若干あるが、谷口氏が同席していたかは思い出せない。また KK 氏が同席したかどうかについても思い出せない。
- ② DL 側から蓄電池サンプルを高瀬氏に見せたとは考えにくい。すなわち、2017 年 11 月の DL と T7 間の売買基本契約締結時の近傍において既にサンプル品を含め蓄電池現物は無くなっていたと思われる。ただし、KK 氏が独自に仕入れたサンプル品が本社にあり、それを KK 氏が OT 氏不在時に高瀬氏に見せた可能性はある。
- ③ この時期にどのような資料を追加請求され何を提示したか明確な記憶がなく、現物確認について要請された記憶はない。

また、DLOT 氏、O 氏は、T7 による本件蓄電池取引への参加にかかる検討状況に関し、当委員会に対して、以下のように供述している。

- ① DL は、本件蓄電池取引に関して、ADC、T7 及び TP から与信調査を受けたことはない。また、ADC、T7、TP が、本件蓄電池取引に関し、売買物品の確認や検収の立会いを行ったことはない。
- ② DL から、ADC、T7、TP に対して、本件蓄電池取引が資金循環を企図した架空取引であることを明言したことはない。

#### (4) 中間商流参加者にかかる認識について

本件蓄電池取引においては、上記 3(1)で述べたとおり、T7 だけでなく、IA、GA が参加して開始された (IA は、取引①から取引⑨、KS は取引⑩から取引⑮に参加)。

IA、KS は、BT のグループ会社であり、その業態等から蓄電池取引に係る知識、経験、ノウハウは有していないと考えられる。ADC、T7 関係者の認識では、BT が本件蓄電池取引を T7 に紹介したことから、いわば「紹介料」として、BT が一定の利益を得られるよう、そのグループ会社である IA、KS を本件蓄電池取引の商流に参加させたものと解釈していたとのことである。また、GA も、設立時期や会社規模その他を勘案すると月 1 億円の蓄電池商流に参加するだけの蓄電池取引に係る知識・経験、ノウハウを有していたとは考え難く、ADC、T7 関係者の認識においても、GA IH 氏が本件蓄電池取引を BT、T7 に紹介した経緯より、「紹介料」として、GA が一定の利益を得られるよう急遽会社を設立し、本件蓄電池取引の商流に参加させたものと解釈していたとのことである。

このような商流の設定について、DL OT 氏は、当委員会に対して、DL においては、本件蓄電池取引の商流への参加者は「DL→T7→GA→MC」と認識しており、IA、KS が商流に入っていた事実は知らなかった旨回答している。他方、網屋氏は、当委員会に対して、本件蓄電池取引の商流に参加するにあたっては DL からの資金回収が最重要事項であることから、中間商流参加者は特別な注意を払っていなかったこと、GA 及び IA、KS については、本件蓄電池取引の紹介者及びそのグループ会社であることからマージンを取るであろうことは認識していたことを回答している。

なお、上記のとおり 2018 年 8 月次の取引⑮から、IA に代わり KS が中間商流参加者となっているが、この交代は IA 代表取締役の TT 氏が辞任を申し出てきたために、IA に代わり IA と同様に BT グループ内の企業である KS が入ることで IA 離脱後も BT が継続して一定の利益を得られるようにしたものと考えられる。

## (5) 本件蓄電池取引開始にかかる ADC 及び T7 の意思決定過程

### ア ADC 及び T7 取締役会における意思決定

T7 においては、取締役会議事録上、2017 年 11 月 28 日開催の取締役会において、「高額商品仕入れの件」として本件蓄電池取引の商流に参加することが意思決定されている<sup>19</sup>。

ADC においては、2017 年 12 月 8 日開催の取締役会において、T7 が本件蓄電池取引に参加するに際して総額 3 億円の資金を T7 に貸し付ける必要があったことから T7 への融資枠の拡大の議案として決議がなされている。

### イ T7 取締役会における審議状況

T7 取締役会では、本件蓄電池取引につき「高額商品仕入れの件」の議案で決議がなされている。しかし、取締役会議事録に詳細な記載がないため、本件蓄電池取引に関して具体的にどのような説明及び審議がなされたのか当委員会で確認することはできない。

この点、議事録上、取締役会出席者は谷口氏・高瀬氏・後藤監査役とされ、アンセム氏は欠席していたことが認められる。谷口氏と高瀬氏は本件蓄電池取引に係る担当者であるため取引の概要を把握しうる立場にある。後藤監査役は、谷口氏から、NX から DL が受注した蓄電池を、T7 は IA から 96,268,824 円で仕入れ、DL に 99,144,000 円で販売する取引であるとの説明があったと述べているが、アンセム氏が本件蓄電池取引開始時点で具体的にどのような情報提供を受けていたかは記録が保存されておらず当委員会として確認できていない。

しかし、アンセム氏は当委員会の質問に対し、本件蓄電池取引はファクタリング取引<sup>20</sup>である旨の説明を谷口氏、高瀬氏から受けていたこと、本件蓄電池取引が蓄電池現物を伴う売買取引であることを把握したのは 2018 年 12 月 25 日の T7 取締役会であったこと回答している。また後藤監査役も当委員会に対して、上記の説明と異なり、同日の T7 取締役会の時点で商流を把握した旨を回答している。

以上の点から、2017 年 11 月の本件蓄電池取引の開始段階ではその商流に係る情報は T7 の取締役間及び監査役との間で正しく共有されていなかった可能性があり、またその状態は取引開始後も相当期間にわたり継続していた可能性があることが認められた。

### ウ T7 取締役会決議の前提となる検討状況

かかる状況を前提に、当委員会として、高瀬氏及び谷口氏に対して、本件蓄電池取引開始時における商流把握の状況について質問を行った。

この点、高瀬氏及び谷口氏は、いずれも T7 では本件蓄電池取引の商流に参加する企業（特に商流の最上流に位置する蓄電池製造会社及びそのすぐ下流に位置する MC）について詳細な把握をしていなかった旨を回答している。具体的には、谷口氏

<sup>19</sup> 該当する取締役会議事録には詳細な検討過程等は記されていないが、同日付で DL、T7 間の売買基本契約書等が締結されていることから、当該取締役会で本件商流に T7 として参加することが決定されたと考えられる。

<sup>20</sup> アンセム氏は、「ファクタリング」の用語を取引に際して信用供与により利益を得る広い意味での金融取引の意味で使用している。

は、商流上流に MC がいることは認識していたものの登記簿を入手するなどして調査することは行わなかった旨を回答し、高瀬氏は、商流上流に MC がいることを認識していなかったことから調査も行わなかった旨を回答している。

なお、当委員会の調査においては、取引開示時から終了時にかかる本件蓄電池取引の商流における MC の存在にかかる高瀬氏の認識の程度を示す以下の資料が収集された。

(a) 2017年11月24日に谷口氏から高瀬氏に送信したメールの履歴

このメールには、蓄電池商流に関与している他社の事例として「WからMCへの注文書、MCからWへの注文請書」が添付されており、この時点で高瀬氏が商流川上にMCが存在する認識を有し得た可能性も認められる。

(b) 2018年2月5日に、アスカ監査法人からの2018年2月1日のモノの流れに係る質問（直送取引か否か）に対する高瀬氏の返信メール

このメールでは、高瀬氏は、ADC社内担当者に対し、「(DLに)確認しましたが、DLが指定したNXの納品場所へ直接納品であるとのことです。」と返信しており、これによれば、高瀬氏は、このメールの時点で初めて本件蓄電池取引におけるモノの流れ（どのような直送ルートであるか）をDLに確認したことが認められ、それまでは物流には関心が薄かった可能性が認められる。

(c) 2018年7月5日にADCの赤坂本社で行われたと思われる商流変更にかかるミーティングにおけるホワイトボードに描かれた商流図の撮影写真データ

当該ミーティングでは、O氏や高瀬氏が参加して「取引①から取引⑮の商流」から、「取引⑯から取引⑳の商流」への検討がなされたものと推測されるが、ホワイトボード上の商流図には、川上に「MCCI」の記載があり、当該ミーティング時点で高瀬氏がMCの存在を明確に認識していた可能性が認められる。

以上のとおり、高瀬氏、谷口氏とも少なくとも取引開始時点ではMCの調査を行っておらず、高瀬氏も上記(b)の時点で物流について具体的に認識した可能性が認められること、T7の取締役会でもMCにいたる商流の具体的な説明がなされたことは確認されないことからすれば、本件蓄電池取引に関しては、商流の把握が十分になされないままT7の取締役会決議がなされた可能性が高い。

#### エ ADC取締役会における検討状況

T7の親会社であるADCの取締役会に関しては、2017年12月8日開催の取締役会議事録に「NX向けLED照明器具・蓄電池仕入資金」のための融資枠拡大との記載が確認される。当該取締役会の録音記録によれば、天神課長から「資金使途はNX向のLED照明器具・蓄電池の仕入れ資金として12月1億円、1月1億円を想定している。」との説明がなされ、加えて網屋氏から「仕入資金を提供する。大体、サイトは75日、いわゆる手数料は2%、年間5回転すれば10%。非常に相手先も確実なところなので、今までもずっと他のところでやっていたのを一部仕事をいただく。」「仕入資金をうちが形の上で買って渡すことになるので売上として計上される。」「非常に資金需要があって、向こうからはもうちょっと要請があったが、とりあえず、1億円ぐらい使ってみようと思う。」との補足説明があったのみであり、他の出席役員からの発言はなかったことが認められる。

#### オ ADC・T7各取締役会における意思決定の評価

以上のとおり、当委員会として把握した本件蓄電池取引の開始にかかる検討状



況や、関係者にかかる聴取結果及びその他の資料を総合的に判断すると、本件蓄電池取引を開始するに際し、T7 取締役会、ADC 取締役会ともに、本件蓄電池取引の商流に参加する企業の素性、その他必要な事項について、十分な情報共有や協議・検討が行われないままに、T7 取締役会では取引開始の意思決定が、ADC 取締役会では融資枠拡大の意思決定がなされ、取引が開始されたことが認められる。

とりわけ、ADC の取締役会においては T7 への融資枠拡大についてのみ決議がなされているが、本件蓄電池取引の結果、ADC 連結売上高における本件蓄電池取引の売上高の比率が 2018 年 3 月期では 53.8%、2019 年 3 月期では 68.2%を占めるに至ったことからすれば、取引開始時において ADC 取締役会においてもより詳細な説明と審議がなされるべきであったと考えられる。

## (6) 締結された契約書と取引の実行

上記商流参加の意思決定に基づいて締結された契約や証憑等は以下のとおりである。

### ア DL と T7 間の契約関係

取引①の開始前の 2017 年 11 月 28 日に、DL と T7 との間で「売買基本契約書」(契約 A) が締結されている。

契約 A の第 1 条では、DL は、製造調達会社との間で、DL シリーズ製品（以下「本製品」という。）を製造調達する旨の契約を締結しているが、DL が T7 を経由して製造調達会社より本製品を購入する形に変更することが「契約の主旨」とであるとされており、既存商流に T7 が参加するものであることが示されている。

契約 A の第 7 条では、「本取引は T7 が DL の依頼により製造調達会社から製品を購入し DL に販売を行うものであるため、T7 は本製品の品質・納期等取引に係る一切の責任を負うものではない」と規定されており、通常は販売活動で売主が負うべき重要な販売リスク、在庫リスク（顧客からの返品リスク、瑕疵担保責任リスク、納期遅れによる損害補填リスク等）を T7 が負わない契約条項となっている。すなわち物品売買の主体として負うべきリスクは大幅に免除されている。

さらに契約 A の第 9 条では、「T7 において、本製品の品質不良、納期遅延、倒産等、製造調達会社の責により本製品の納入が不可能となった場合でも、T7 が第 5 条の製造調達会社への前渡金の支払を完了している限り DL は第 5 条の代金（発注代金）の全額を発注書通りに T7 に支払う義務を負う」と規定されている。これも T7 が物品売買の売主として負うべきリスクが大幅に減免されているものといえる。

### イ T7・IA・GA 間の契約関係

取引①の開始前の 2017 年 11 月 28 日に、T7、IA、GA の三者間で「売買基本契約書」(契約 B) が締結されている。

契約 B 第 1 条では「契約の主旨」として、T7 は本製品を GA に発注し、これを製造調達する契約を GA と締結しているが、本契約により T7 が IA を経由して GA より本製品を購入する形に変更することにあるとされている。このことから当初は「T7 と GA 間の取引」であったところに、IA がその商流に介入する主旨であることがわかる。

上記契約 A と当該契約 B を合わせて読むと、当初は「DL と製造調達会社間の取引」であったところに T7 と GA さらに IA が商流に介入し「DL→T7→IA→GA→製造

調達会社」の商流となっていることがわかる。

#### ウ 証憑

取引①から取引⑥に係る商流参加企業間の証憑のやり取りは確認しうる範囲内において以下のとおりである。

証憑書類	作成者	参照
①：T7 から DL への見積書	DL	下記 (A)
②：DL から T7 への注文書	DL	下記 (A)
③：T7 から DL への注文請書	DL	下記 (A)
④：IA 又は KS から T7 への前渡金請求書	IA・KS	下記 (B)
⑤：DL から T7 への物品受領書	DL	下記 (A)
⑥：T7 から DL への請求書	DL	下記 (A)

(A) 月に一度、DL はこれら書類一式を作成し、DL 0 氏がこれを持参し T7 を訪問する。その場で T7 谷口氏又は T7 宮内氏が T7 の押印が必要な箇所に押印し、その場で押印済み書類を DL 担当者に引き渡すことで証憑のやり取りは終了する。したがって、前渡金支払の約 1 か月後に到来する納品に係る「⑤物品受領書」や、その後の「⑥請求書」までもが、納品に先行して行われていることになる。

なお、谷口氏及び当時 T7 の経理担当者であった林氏は、当委員会に対して、取引①から取引⑥の蓄電池取引に関して、T7 と DL が接触するのは基本的にこの月に一度の書類押印作業のみであり、T7 が商流川下の DL や商流川上の IA、KS に蓄電池現物の納品状況の確認（現物確認や口頭確認）を行ったことはない旨の回答をしている。

(B) 月に一度、前渡金支払の数日前のタイミングの日付で「④前渡金請求書」が IA、KS から T7 に対して発行されている。谷口氏は当委員会に対し、この「④前渡金請求書」の作成は IA、KS が行っていたと回答している。当該「④前渡金請求書」には今月取引される蓄電池の数量と金額が記載されている。

当該「④前渡金請求書」の発行日付は、「②DL から T7 への注文書」の数日前に発行されているケースが多い。このことは商流川下にある T7 による蓄電池発注数量の決定前に、DL よりも商流川上の企業間で当月の蓄電池発注数量の決定が行われていることになり、「商流川下→商流川上」に流れるはずの発注の流れと時系列的に矛盾している。

(C) 以上のとおり、本件では現物の動きと全く関係のないままに証憑書類のやり取りが行われていたことが見受けられる。この点について、谷口氏は当委員会に対して、T7 では NX と DL 間の大量にある蓄電池取引のうちの一部に月 1 億円の予算で参加していたという認識であり、月 1 億円の予算を蓄電池商品単価で逆算した月 85 台の仕入販売は T7 の商流参加時点で事前に決定されておりかつ確実に実行されるものと認識していたと回答している。したがって、毎月 DL からの発注を待たずに IA、KS から「④前渡金請求書」が発行されたとして

も、当該前渡金請求書に基づき前渡金の支払を行っている。

#### (7) 契約 A にかかる覚書の締結

上記契約 A に関し、2017 年 12 月 28 日付で DL と T7 間で覚書が締結されている。当該覚書は、本製品の納入が不可能となった場合でも DL が発注代金全額の支払義務を負う旨の第 9 条について、DL と T7 の協議により決定する内容に修正するものである。

当該覚書締結の経緯について、高瀬氏は、アスカ監査法人から「第 9 条の全面保証が付された売買契約書では T7 が取引に係るリスクを全く負わないため売買契約ではなく金銭貸借とみなす」旨の指摘を受けたためであると回答している。高瀬氏の認識では、当該蓄電池取引を金銭貸借とみなされた場合、T7 は貸金業登録を行っていないことから貸金業法違反となることを危惧し、売買取引であることを明確化するために当該覚書を締結したとのことである。アスカ監査法人からの上記の指摘は 2018 年の 1 月下旬から 2 月上旬にかけて行われているところ、上記覚書(2017 年 12 月 28 日締結日)はバックデートで作成・締結されていることになる。

#### (8) 取引開始後の意思決定の状況

##### ア T7 取締役会決議の状況

取引①にかかる 2017 年 11 月 28 日の取締役会の後、T7 においては、取引⑮まで、毎月「高額商品仕入れの件」として、前渡金約 1 億円の支出に係る取締役会決議が行われている。

これらの取締役会決議において、本件蓄電池取引の適否やその会計処理等について、役員から異論が提起されたり、議論となったことを示す記録は残されておらず、アンセム氏を除く役員は、いずれも何らかの特別な議論がなされた記憶はない旨回答している<sup>21</sup>。

##### イ T7 取締役会の議論に関するアンセム氏の認識

アンセム氏は、取引①から取引⑮が行われた期間において、T7 取締役会における本件蓄電池取引の議論に関し、当委員会に以下のとおり供述している。

- (1) 2018 年 3 月 27 日の T7 取締役会において、谷口氏から、当該取引は実質的には売買取引ではなく商社金融取引である旨説明を受け、アンセム氏は当該取引をファクタリング<sup>22</sup>であると認識した。
- (2) 2018 年 12 月 25 日の T7 取締役会において、アンセム氏は、①初めて取引形態が売買取引であることを認識し、主に債権回収の観点から、売掛債権の担保となるべき本件蓄電池取引に係る商品の存在を確認するべきであると取締役会

<sup>21</sup> なお、取引①から取引⑮までの全 15 回の T7 取締役会決議において、アンセム氏が出席したのは 3 回であり、アンセム氏によれば、海外事業立ち上げ等のため海外出張が多くなったこと及び病気療養のため出席が困難であったとのことである。また、アンセム氏は、当委員会に対して、T7 取締役会を欠席した際の取締役会議事に係る情報はメールを含め受けていなかったと回答しているが、谷口氏は、アンセム氏は毎月月次決算の承認を行っており、議事録も送っていたと回答しており、両者の供述は一致していない。

<sup>22</sup> 金融取引の趣旨。(脚注 20 参照)

に提案した。②T7の谷口前社長はBTに戻ったはずであったが、谷口氏がKSの代表理事として、当日の取締役会の議案資料の契約書に記載されていたことから、自身が以前から問題視して指摘してきたように、本件蓄電池取引にBTとSAC<sup>23</sup>が関与していることが明白となったことから、その場で網屋氏に強く抗議した。③後日、アンセム氏が、DLの商品・実取引を確認した人間がいないことを知り、アンセム氏は、網屋氏、高瀬氏に対して本取引をやめ、売買資金の全額の回収を急ぐ必要があると主張した。これに対し、網屋氏は、第三者にDLの取引状況を照会し、その結果をみて、必要であればT7の当該売買資金を速やかに回収すると発言した。

- (3) 2019年1月28日開催されたT7取締役会についてアンセム氏は開催されたことを知らされておらず、その後、同年2月初旬にまだDLとの取引が継続されていることを発見し、高瀬氏と網屋氏に抗議した。

上記のアンセム氏の主張に対し、網屋氏、高瀬氏は、当委員会に対して、このような取締役会における議論は存在しない旨回答しており、アンセム氏の説明と一致していない。

#### ウ ADC取締役会決議の状況

ADCでは、上記の2017年12月8日の取締役会決議によりT7への融資枠が決議された後は、当該融資枠の範囲内で融資がなされていたことから、本件蓄電池取引に関する決議はなされなかった。

### (9) 取引開始後の現物確認の不存在

#### ア 高瀬氏・谷口氏の確認状況

上記(3)で述べたとおり、高瀬氏らは、当委員会に対してT7では本件蓄電池取引を開始する際に、NXとDL間での蓄電池現物の取引が存在することを確認するための諸手続を実行しようとし、蓄電池のNXへの納品を示すとされる書類の提示を受けたが、NXに直接問い合わせたり、NXに納品された蓄電池の現物そのものを目視確認すること等はできなかったと説明している。

本件蓄電池取引開始後、毎月の本件蓄電池取引が発生することになるが、その後も同様の確認を行おうとしなかった点に関して、高瀬氏・谷口氏は、当委員会に対して、DLからの販売代金が遅滞なく入金されていたことからNXにも蓄電池現物が確実に納品されていると考えていた旨を回答している。

#### イ ADCの監査部門における確認状況

また、ADCの監査役や内部監査室も本件蓄電池取引の蓄電池の現物の確認をしていない。後藤監査役は、当委員会に対し、商流や製造会社が明らかでないことに懸

---

<sup>23</sup> SAの商号は(株)SA。本店所在地は東京都港区六本木。資本金100万円。2013年5月20日に設立され、事業目的は会社経営全般等に係るコンサルティング業務とされる。網屋氏が主体となって設立運営されていたと考えられるが網屋氏自身は2018年5月に取締役を辞任している。なお高瀬氏も取締役として参画している。

念を有していたものの、アスカ監査法人の上記レビュー内容等を踏まえ、自ら積極的に確認に乗り出すほどの認識には至らなかった旨を回答している。内部監査室担当者も当時において蓄電池の現物確認が必要であるという認識は特になかった旨を回答している。

#### ウ アンセム氏の提案について

なお、アンセム氏は当委員会に対して、本件蓄電池取引はファクタリング<sup>24</sup>取引である旨の説明を谷口氏から受けており、本件蓄電池取引が蓄電池現物を伴う売買取引であることを把握したのは2018年12月25日のT7取締役会であり、同取締役会において、本件蓄電池取引にかかる現物の実在性を確認すべきであると提案したと説明している、しかし、当該発言は少なくとも議事録には記載されておらず、当委員会の調査によってもアンセム氏の指示により蓄電池現物の確認が行われた形跡は確認されていない。

### (10) 取引開始当初におけるアスカ監査法人による監査

アスカ監査法人は取引①の開始後の2018年3月期第3四半期レビュー以降において本件蓄電池取引に関して監査ないし四半期レビュー手続（以下「監査手続」という。）を実施している。

アスカ監査法人は書類上のやり取りだけで売上計上がなされることを危惧し、取引の実在性について十分な監査手続を実施する必要性を認識していたようであり、高瀬氏にもその旨を伝え、一定の注意喚起を行っていたことが認められる。

アスカ監査法人は、当委員会からの、本件蓄電池取引にかかる監査における検討内容の質問に対し、当該蓄電池取引は介在する会社が複数である等の理由より不正リスクが高いと認識して、「不正リスク対応基準」に準拠して、下記<4>の通常想定される監査手続のみならず追加手続として下記<1><2><3>を行い、そのうえで取引実在性に重大な疑義はないものと認識した旨の回答を行っている。また、下記<5>蓄電池現物に関する監査手続や下記<6>売上計上に関する監査検討の内容についても回答している。

これらの回答によれば、アスカ監査法人が本件蓄電池取引に関して実施した監査手続とその結果は以下のとおりである。

#### <1>GA 実質的経営者（IH氏）との面談と証憑閲覧

IH氏との面談と証憑閲覧を2018年2月8日に名古屋の喫茶店で実施した。

##### ① GA 商流参加理由の把握

当該蓄電池取引にGAが参加した理由についてヒアリングを実施し、GAはもともDLと懇意にしておりNX、HKとDL間が行ってきた商流に関与したい旨をDLに依頼したが、GA社は規模・信用力・資金力で劣るため、旧知のBTからT7を紹介してもらい、T7を商流に組み込むことで商流の信用力を上げようと考えた、との回答を得た。加えて、GAの発注先はMCであり、MCは韓国で部品を調達しており、その仕入資金が必要であったとの説明を受けた。

<sup>24</sup> 金融取引の趣旨。（脚注20参照）

② 関連の証憑閲覧・コピーの入手

(a) HK の帝国データバンク調査資料、(b) MC への振込受付書、(c) MC から GA への見積書・注文請書・請求書、(d) GA から MC への注文書の各資料につき、コピーを入手して確認した。

③ 監査手続の実施結果

上記監査手続の結果、アスカ監査法人として、T7 が当該取引を行うに至った経済合理性について心証を得た。

なお、アスカ監査法人は、この時点で商流川上に MC の存在を認識し、国税庁の法人番号サイトで社名、法人番号を確認し実在性を確かめたが、MC の登記簿の入手と閲覧は行っていない旨を回答している。

<2>IA 代表取締役 (TT 氏) との面談と証憑閲覧

TT 氏との面談と証憑閲覧を 2018 年 2 月 9 日に実施した。

① IA 商流参加理由の把握

ヒアリングにより、IH 氏が DL と取引を行いたいと考えており、IH 氏が BT に相談した結果、T7 は上場会社の信用力からその商流に参加し、また BT のグループ会社である IA も取引に加わることになったとの説明を受けた。

② IA 関連の証憑閲覧

(a) 注文書・納品書、(b) 預金通帳 (T7 からの入金履歴、GA への支払履歴) の各資料を閲覧した。コピーは入手していない。

③ 監査手続の実施結果

IH 氏のヒアリング内容の信憑性について特に問題はないものと評価した。

<3>DL 代表取締役社長 (OT 氏) との面談と証憑閲覧

OT 氏との面談と証憑閲覧を 2018 年 2 月 21 日に都内ホテルのラウンジないしレストランで実施した。

① DL の商流に関する理解

ヒアリングにより、本件取引のリスクを共同で分散するようにするため T7 等の会社が商流参加していること、蓄電池の製造元は NS であり、NS に対して部材調達資金を供給するため前渡金を支払っていること等、について説明を受けた。

② DL 関連の証憑閲覧

(a) DL の紹介資料、(b) 売買基本契約書に付随する覚書 (ドラフト)、(c) NX と DL の間の契約書 (2012 年 1 月 25 日付)、(d) (製品) の受領書 (2018 年 1 月

31日)の各資料について閲覧した。<sup>25</sup>

### ③ 監査手続の実施結果

OT氏の回答に基づきIH氏のヒアリング内容の信頼性について評価した結果、特に問題となる事項は判明せず、T7が商流参加した経緯は合理性があると判断した。

加えて(c)(d)の資料からDLとNX間に契約関係があり、実際に蓄電池がDLからNXに流れていることを確かめ、当該取引の実在性に係る重大な疑念は払拭されたと認識した。

なお上記で製造元とされている「NS社(以下NS)」については、同社のホームページにおいて、DL社との間で販売代理店契約を締結し、東京国際消防防災展2013において、同社製品の蓄電装置が展示されていたことを蓄電装置の写真付きで確認し、NSとDLが取引関係にあったことも確認した。

また、当委員会による、DLが製造元とするNSとGAが商流川上とするMCの関係の認識についての質問に対し、アスカ監査法人はNSが韓国から部材の調達をし、MCはNSから仕入れていると認識していたことから、両者の関係にかかる認識に矛盾はない旨の見解を示している。

### <4>ADC及びT7での監査手続

取引を承認した取締役会議事録の閲覧、注文書・請求書の証憑突合、受領証の入手による納品の確認を行い、預金通帳での入出金の確認及び確認状の発送・回収等の通常の監査手続を実施した。残高確認状に差異は検出されていない。

### <5>蓄電池現物の確認状況

アスカ監査法人による本件蓄電池の現物の確認状況について質問したところ、「網屋氏・高瀬氏に蓄電池現物を見たいと要請したが、直送なので蓄電池現物は見られないとの説明を受けた。そのため2018年2月21日にOT氏に蓄電池現物を見たいと要請し、承諾を得たものの、その後OT氏との連絡は途絶え蓄電池現物確認の要請は事実上拒否された。」と回答している。

アスカ監査法人は当委員会への質問回答の中で、被監査会社のみならずその取引先に対してまでも往査を実施し、インタビューを行い、外部証拠を入手しており、これ以上の調査は困難であったとの見解を示している。

### <6>売上計上に係る監査検討

T7はアスカ監査法人側からの契約A第9条(前渡金支払の全面保証)の問題

---

<sup>25</sup> アスカ監査法人はこの手続に関し、これらの証憑閲覧は、OT氏がこれらの資料原本を面談場所であるホテルに持参し、その場で原本内容を担当者が閲覧しメモで調書に残す方法で行い、その際にOT氏にコピーの入手を依頼したが断られた旨を回答している。

本件取引は蓄電池現物の取引が存在しない資金循環取引であるから、少なくともこれら書類のうち「(d)(製品)の受領書(2018年1月31日)」については存在するはずがない書類であり、偽造書面が提示された可能性も否定しえない。ただし、当委員会では、この点の事実確認はしていない。

点の指摘を受けて、2017年12月28日付で覚書を締結している。アスカ監査法人は、当該覚書に関し、「(契約Aの)第9条のような条項があることによって、リスクの負担がT7にないため、一般的に売上計上は純額表示になる旨を網屋氏、高瀬氏に伝えた」と回答していることから、アスカ監査法人側では覚書締結によりDLによる前渡金支払の全面保証が解除されることが売上の総額表記を容認する前提になると認識していたものと考えられる。

当該覚書が締結されて以降は、会計監査人のレビュー報告書や監査報告書で無限定の結論や無限定適正意見が表明されているところ、アスカ監査法人は売上総額表記を容認しているものと考えられ、実際にアスカ監査法人側から売上総額計上に関する疑義が呈された事実は確認されていない。

#### 〈7〉監査結果の報告

アスカ監査法人は、これらの監査手続の結果について網屋氏ないし高瀬氏に報告した。ADC経営陣に対して3Qレビューメモをレビュー結果報告会において提出し、当該レポートには、本件蓄電池取引に関し「これらの取引について、DL、IA及びそれぞれの代表者に面会し、取引の概要を質問し、また証憑を閲覧した結果、取引の実在性について重大な疑義は認められなかった」との記載がなされている。

#### (11) 中間商流参加者のIAからKSへの変更

本件蓄電池取引については、中間商流参加者としてIAが参加していたが、取引⑩からIAが商流から脱退し、KSが商流に参加した。これに伴い、取引⑩の開始前の2018年7月1日に、T7・KS・の三者で売買基本契約(契約C)を締結しており、その内容は契約Bと同じである。

谷口氏は当委員会に対し、当該商流の変更理由は、IA代表者TT氏の辞任とIAの解散に伴い、代替的に同じBTグループ内の企業であるKSが入ったものと回答している。

なおアスカ監査法人は当委員会に対し、当該商流参加者の変更についてその変更事実を知らされていなかったと回答している。

#### (12) 商流参加者のT7からTPへの変更

中間商流参加者がKSに変更された後、取引⑩から取引⑮まで行われたが、2019年2月に取引⑯以後、取引⑳まで商流参加者が大きく変化した。

##### ア T7からTPへの変更

まず、T7が商流から外れ、代わりにT7の100%子会社であるTPが本件蓄電池取引の商流に参加した。

TPは、T7の100%子会社として蓄電池取引に特化したSPCとして設立された会社である。TPを設立した趣旨に関し、高瀬氏は当委員会に対して、①ADCが蓄電池取引に投入している資金の一部を回収すると同時に、②ADCとしては蓄電池取引の取引量の増加を企図したものであると回答している。

高瀬氏及び宮内氏の説明によれば、①②の達成には、外部投資家あるいは金融機関から蓄電池取引に係る資金を投入してもらう必要があったが、質貸を業とするT7は金融機関からの借入ができない事情と、外部投資家を募集するに際して投資資金



流用の懸念を払しょくするため、100%子会社である TP を設立して蓄電池事業を T7 から切り離して移し、金融機関や投資家からの蓄電池取引用資金を募ろうとしたとのことである。

高瀬氏は当委員会に対し、当該 T7 から TP への変更は網屋氏・高瀬氏の主導で行われたと説明しているが、網屋氏は当委員会に対し、誰がスキームを発案したのかは記憶にないと回答している。

#### イ 中間商流参加者の変更

また、取引①から取引⑮までは、本件蓄電池取引の紹介者の立場であった BT のグループ法人である IA 又は KS が中間商流参加者に入っており、同様に本件蓄電池取引の紹介者の立場であった GA が中間商流参加者に入っていた。しかし、取引⑯から取引⑳ではこれらの法人が商流から外れ、T0 が新規に中間商流参加者として参加した。<sup>2627</sup>

高瀬氏は T0 との本件蓄電池取引開始前の時点で T0 が OT 氏や O 氏と近い関係にある会社であることを認識していたことが認められることから、当該商流変更時点においては、商流の川上と川下が実質的に同一企業であると認識していた可能性も認められる。

#### (13) 商流参加者の変更後の意思決定の状況

取引⑯から取引⑳は、TP において取引が行われ、TP は取締役 1 名のみで構成されている<sup>28</sup>ため、TP における毎月の前渡金支払に係る取締役会による意思決定プロセスは存在せず、取締役会議事録も存在しない。

TP の代表取締役に就任<sup>29</sup>した宮内氏は、当委員会に対して、宮内氏が T7 の取締役に就任した 2018 年 4 月の時点において既に本件蓄電池取引は存在しており、宮内氏就任後も、特に新たな検討をすることなく従前の取引方法を踏襲して取引を継続していたことから、2019 年 2 月に本件蓄電池取引の商流に TP が参加する際も同様であり、特に新たな検討をすることなく従前の取引が継続されているものとして従前の方法を踏襲して取引を継続していたと説明している。

---

<sup>26</sup> 本調査の過程において、当該商流変更後、高瀬氏の個人会社 (NI) に対し、T0 から営業代行手数料名目の中間マージンが入金されるスキームが存在していたことが確認された。ただし、この点については後述する本調査対象取引 (蓄電池取引) の過去期訂正額には影響しないため、蓄電池取引の会計的修正の可否を検討対象とする当委員会では詳細な検討は行っていない。

<sup>27</sup> 2019 年 3 月 1 日付で、BT と T7 との間で、BT が T7 に対して顧客開拓及び紹介等を行うことを内容とする業務委託契約が締結されている (月額 500 千円 (税抜)、期間 1 年)。これは KS が商流から外れたことから BT に補償あるいは違約の意味でコンサルフィーを支払うこととしたものである可能性がある。当該契約に基づき T7 は BT に 2019 年 3 月 29 日に 540 千円 (税込)、4 月 26 日に 540 千円 (税込) を支払ったが、それ以降の支払は行われていない。この点については後述する本件調査対象取引 (蓄電池取引) の過去期訂正額には影響しないため、蓄電池取引の会計的修正の可否を検討対象とする当委員会では詳細な検討は行っていない。

<sup>28</sup> 取締役会非設置会社・監査役非設置会社である。

<sup>29</sup> TP は 2018 年 10 月の設立と同時に宮内氏が代表取締役に就任している。

また、T7においては、2019年1月末（取引⑮）までの前渡金支払に係る取締役会決議は存在するが、取引⑯以降は、TP に対する1億円の資金貸し付けに係る取締役会決議のみが存在し、TP による前渡金支払に係る決議は存在しない。ADCにおいても取締役会決議はなされていない。

以上のとおり、2019年2月以降の取引⑯から取引⑱に係る毎月約1億円程度の前渡金支出については、ADC、T7、TP のいずれの取締役会の決議を経ることなく支出されている。

#### (14) TP による契約書の締結と取引の実行

TP が本件蓄電池取引の商流に参加するにあたり、締結された契約や証憑等は以下のとおりである。

##### ア DL と TP 間の契約関係

取引⑯の開始前の2018年11月15日にDL と TP との間で「売買基本契約書」（以下「契約E」という。）が締結されている。

契約Eの内容は契約Aと同一である。上記第3の5(6)で述べたとおり、契約Aは通常は販売活動で売主が負うべき重要な販売リスク、在庫リスク（顧客からの返品リスク、瑕疵担保責任リスク、納期遅れによる損害補填リスク等）を負わない契約形態となっている。また契約A第9条のDLによる前渡金全面保証の条項は契約Eでも残存している。

なお、上記第3の5(7)で述べたとおり、契約Aに関しては第9条を修正するために覚書を締結し、DLによる前渡金全面保証の条項はDL と T7 の協議のうえ決定するという形に修正されている。そして前述したとおり当該覚書の締結が売上総額表記の前提になっていたものと認められる。

しかし当委員会の調査において契約Eに関しては契約Aのような覚書が締結された事実は確認されていない。仮に契約Eの締結にあたりこのような覚書が締結されていない場合には、売上総額表記の前提となる覚書の締結がないままに売上総額表記が継続されていたことになる<sup>30</sup>。

##### イ TP と T0 間の契約関係

取引⑯の開始前の2018年11月1日にTP と T0 との間で「売買基本契約書」（以下「契約D」という。）が締結されている。

契約Dの内容はTP と T0 間の二者間契約であり契約Bあるいは契約Cと類似する。

##### ウ 証憑

商流参加企業間の証憑のやり取りは確認しうる範囲内において以下のとおりである。

証憑書類	作成者
------	-----

<sup>30</sup> この点について、高瀬氏は、当委員会の質問に対し、覚書は存在しているものと思っており、仮になかった場合でも意図的に締結しなかったものではない旨回答している。

①：TP から DL への見積書	DL
②：DL から TP への注文書	DL
③：TP から DL への注文請書	DL
④：TO から TP への前渡金請求書	DL
⑤：TP から DL への納品書	DL
⑥：DL から TP への物品受領書	DL
⑦：TP から DL への請求書	DL

当委員会に対する林氏及び宮内氏の回答は次のとおりである。月に一度、DL はこれら書類一式を作成し、TO N 氏がこれを持参し TP を訪問する。その場で TP 宮内氏が TP の押印が必要な箇所に押印し、その場で押印済み書類を TO N 氏に引き渡すことで証憑のやり取りは終了する。したがって、前渡金支払の約 1 か月後に到来する納品に係る「⑤納品書」「⑥物品受領書」やその後の「⑦請求書」までもが、納品に先行して行われていることになる。このように、本件では現物の動きと全く関係のないままに証憑書類のやり取りが行われていたことが見受けられる。

なお、林氏は、当委員会に対して取引⑬から取引⑱の蓄電池取引に関して、TP と DL が接触するのは基本的にこの月に一度の書類押印作業のみであり、TP が商流川下の DL や商流川上の TO に蓄電池現物の納品状況の確認（現物確認や口頭確認）を行ったことはないと説明している。

#### (15) TP における現物確認の不存在

宮内氏は当委員会の質問に対し、自身が T7 代表取締役若しくは TP 代表取締役に就任する以前から、既に本件蓄電池取引は存在しており、宮内氏自身は「もともとそういう取引」という程度の認識しかなく、本件蓄電池取引の目的物である蓄電池現物の実在性についても疑問を抱かず、したがって現物の確認をする必要性も認識しておらず、実際に蓄電池現物を確認することもしなかったと回答している。

#### (16) 商流変更時におけるアスカ監査法人による監査

本件蓄電池取引は商流の観点からは大きく「取引①から取引⑮」「取引⑯から取引⑱」に 2 分類される。アスカ監査法人は当委員会に対し、「取引⑯から取引⑱」の取引が開始されるにあたり、網屋氏から T7 の位置に TP が代わって入ったことだけを知らされただけであり、その他の事実は全く知らされていない旨回答している。

また契約 E への変更にあたり契約 A の覚書に相当する覚書が締結されたか否かについても特に何も知らされていなかった旨を回答している。上記第 3 の 5(14)アに記載のとおり、当該覚書の存在が売上総額表記の前提となっていたところ、その存在が確認できない場合には売上総額表記の前提が失われる可能性がある点については「会社は、覚書がなくなった場合には、売上は純額表示にするべきであることは、十分認識していたはずである」と回答している。

#### (17) 本件蓄電池取引の終了にかかる経緯について

##### ア 取引終了にかかる役員間の認識の齟齬について

本件蓄電池取引は 2019 年 4 月次取引（取引⑱）をもって終了している。

取引が終了した理由について、高瀬氏は、当委員会に対し、TP 設立で企図した外

部資金調達がうまくいかず、ADC 資金繰りの状況から運用資金の回収が必要となったため本件蓄電池取引から 3 億円の資金を引き揚げたと回答している。

なお、アンセム氏は、当委員会に対して、取引終了の理由について、2019 年 5 月初旬、アンセム氏が、網屋氏から、「国土交通省 OB に確認した結果、DL と NX とが取引している履歴が確認できなかった」旨の報告（以下「本件報告」という。）を受け、これによりアンセム氏が網屋氏に蓄電池取引の中止を強く求めたことが理由であると回答している。なお当該アンセム氏の証言について、後藤監査役も本件報告を聞いた記憶があるとしているが、アンセム氏と網屋氏のどちらから聞いたかは判然としないと回答している。

これに対し、網屋氏は、本件報告にかかる事実を否認し、高瀬氏も聞いたことはないと回答している。

このように、本件報告に関しては、アンセム氏・後藤監査役と網屋氏・高瀬氏との間に認識に大きな齟齬が認められる。しかし、仮に、本件報告に係るアンセム氏の供述が事実であった場合には、その報告で架空取引が認識されていたことになり、過去期の決算訂正の必要性を認識し得たことになる。

#### イ 取引終了にかかる意思決定

T7 の取締役会議事録上は、2019 年 5 月 28 日開催の T7 取締役会において、第 2 号議案「事業計画の修正について」として蓄電池買取事業（TP 業務）を 5 月より当面中止することによる TP からの貸付金利及び業務管理費収入の減少」に関する記述がなされていることから、少なくとも T7 においては本件蓄電池取引の終了はこの時点で正式に意思決定されたものと評価される。

他方、ADC 取締役会議事録においては本件蓄電池取引の終了に係る意思決定がなされた記録は存在しない。

#### (18) 本件蓄電池取引によって生じた損益への影響

本件蓄電池取引については、全 18 回（取引①から取引⑱）の取引が行われ、結果的に投下資金は満額回収されている。本件蓄電池取引により、T7 及び TP には資金支出時と資金回収時の差額の利益 51 百万円（18 回の取引の累計額）が発生している。

したがって本件蓄電池取引により T7・TP 及び ADC グループ全体では損失は発生していない。

## 第4 財務報告に与えた影響

以上の事実関係を踏まえ、当委員会としては、本件について以下の会計処理が適切であると判断するものである。

### (1) 物品売買を前提とした会計処理の取消

T7 及び TP による本件蓄電池取引は、2018 年 3 月期第 3 四半期から 2020 年 3 月期通期にわたり連結財務諸表に売上高、売上原価、売掛金残高、前渡金残高として含まれている。

上記のとおり本件蓄電池取引はモノの動きを伴っておらず、これを会計上は物品の売買取引と捉えることはできないため、モノの動きを前提として計上されたこれらの売上高、売上原価、売掛金、前渡金を消去すべきである。

### (2) 出金・入金会計処理

商流の川上に位置する企業 (IA・KS・T0) に対して蓄電池仕入のための前渡金として支払った金額については、一連の資金循環取引における資金拠出額に相当するが、

- ① T7 及び TP は、DL との蓄電池取引が蓄電池現物を伴わない資金循環取引であると発覚するまでは売買取引を行っていたものと認識していたこと、
- ② T7 及び TP が、本件蓄電池取引が蓄電池現物を伴わない取引であったと認識していたことを合理的に立証しうる証拠がないこと、
- ③ T7 及び TP と DL との間並びに T7 及び TP と IA・KS・T0 間では「売買契約書」が作成されていること

等の事情に照らすと、これを法的に金銭消費貸借と見ることは困難であり、会計上もこれを「貸付金」と処理することは困難である。

よって T7 及び TP による当該資金拠出は、T7 及び TP の意図としては物品売買の目的で出金したものの、その実態は資金循環取引に利用された出金として「仮払金」で処理すべきと考える。

また蓄電池売却の名目での DL からの入金額は、一連の資金循環を経ての入金額であるため「仮払金の回収」として処理すべきと考える。

なお上記の仮払金支出額と仮払金回収額には差額が存在する。これは受取利息に相当するとも考えられるが、今回の仮払金支出と仮払金回収額は法律的に金銭消費貸借に起因する出金・入金と見ることが困難であるところ、「仮払金の回収差額」として認識し利益計上することが妥当と考える。

以下は当該会計処理によった場合の各期 (各四半期) への影響額である。

(単位:千円)

決算期	消去されるべき金額				計上されるべき金額	
	売上高	売上原価	売掛金	前渡金	仮払金	差益
2018年3月期第3四半期 累計	91,800	89,137	99,144	0	96,268	0
2018年3月期通期	367,200	356,551	198,288	96,268	288,806	5,324
2019年3月期第1四半期	275,400	267,413	198,288	96,268	288,806	7,986
2019年3月期第2四半期 累計	550,800	534,826	198,288	96,268	288,806	15,973
2019年3月期第3四半期 累計	826,200	802,240	198,288	96,268	288,806	23,959
2019年3月期通期	1,112,443	1,079,053	201,787	98,537	293,343	31,946
2020年3月期第1四半期 累計	190,080	182,476	102,643	0	98,537	10,265
2020年3月期第2四半期 累計	190,080	182,476	0	0	0	14,067
2020年3月期第3四半期 累計	190,080	182,476	0	0	0	14,067
2020年3月期通期	190,080	182,476	0	0	0	14,067

## 第5 原因分析

当委員会としては、T7 及び ADC の役職員が DL の企図した資金循環取引に対して意図的に関与した事実は認められなかったものの、T7 及び ADC が DL の資金循環取引を了知できなかった原因は、DL が種々の工作を行っていたことに加えて、T7 や ADC のガバナンスや内部統制の整備・運用状況等が十分でなかったこともそれと並ぶ発生原因であると思料する。

なお、以下に記載する各記載は、あくまでも原因分析としての記載であって、本件発生当時における取締役、監査役の善管注意義務違反その他関係当事者の法的責任を認定する趣旨ではないことに留意されたい。

### 1 DL が本件蓄電池取引の目的及び実態について、事実と異なる説明を行ったこと

DL は取引開始時に、NX・DL 間の基本契約書、DL の取扱い製品として蓄電池が紹介された DL のパンフレット等を高瀬氏、谷口氏に提示し、本件蓄電池取引が、DL の資金繰りのために組成された蓄電池売買を装った取引であること（従って、蓄電池現物の製造と NX への納入は存在しないこと）を偽り、あたかも現実に蓄電池の製造、売買が存在するかのような説明を行った。

高瀬氏は、DL に対し、蓄電池製造会社の特定を依頼し、また、NX に対する蓄電池取引の直接確認を申し出たが、前者の依頼については、製造会社が取引によって変動し特定できないという理由で、後者の申出に対しては、NX との取引に支障が出るおそれがある等の理由で、いずれも断られたと述べている。

DL が、当初から取引の目的や実態について、事実通りの説明を行っていれば、高瀬氏、谷口氏は、本件蓄電池取引を拒否したか、行ったとしても売買取引としての会計処理を選択しなかったと思われる。

### 2 T7 担当取締役の認識不足

本件蓄電池取引において、売買契約の目的物となっている物が存在しないにもかかわらず、実在するかのように見せかけて取引を行った場合、一時的な資金繰り上のメリットはともかく、DL は最終的には経済的に不利益を被ることになる。取引が継続し、規模が拡大すればするほど、DL の不利益は大きくなる。このような物がなかった場合の経済的不合理性からすると、高瀬氏、谷口氏にとって、DL が本件のような架空取引を行うことは容易に想定し難いものといえる。実際、高瀬氏、谷口氏は、DL がこのような不合理なことを行うとは思っていなかったようである。

T7 担当取締役は、DL が自ら経済的に不合理な取引を行うはずはないという発想から、本件蓄電池取引に対し、疑いの目を持つことができなかった。この点も発生原因の一つであると考えられる。

しかしながら、DL から架空取引・資金循環取引であることを明確に告げられていなかったとはいえ、高瀬氏、谷口氏には、本件蓄電池取引の開始から終了にいたる間において、実態を伴わない取引であることを認識し得る機会があったと認められる。それらの機会をいずれも逃した原因としては、以下の点が挙げられる。

#### (1) T7 担当取締役の調査不足

##### ア 取引開始時

本件蓄電池取引を行うにあたり、高瀬氏、谷口氏は DL 経営陣との面談や、DL の財

務力の裏付けとなる資料及び NX との取引関係の存在を裏付ける資料を要求するなど、一定程度、取引の実態把握に努めたこととはうかがえる。しかしながら、最終的には、蓄電池の製造会社や現物の存在を確認しないまま、本件蓄電池取引を開始した。

DL の説明が巧妙であったにしても、その説明を鵜呑みにすることなく、なお、取引の実態把握のための追加的調査を行うことが不可能であったわけではない。かかる追加的調査を行うことで、取引の実態が明らかになる可能性があったが、高瀬氏、谷口氏は、それを行わなかった。

なお、ある外部投資家は、T7 から TP への商流変更の際、TP への融資という形でスキームへの参加を勧誘されたが、T7 から提供された資料に満足せず、独自に DL の信用調査を行い、DL の実態や DL の信用力に疑念を抱き、参加を断っている。この事実は、取引開始時において、なお、慎重な調査が可能であったことを示唆するものである。

#### <追加的な調査方法例>

- ・ DL は T7 に対し、既にある蓄電池取引の商流の既存の企業に替わって参加することを要請していた。そうであるなら、DL に対し、既存の先行取引に係る蓄電池の製造会社の具体的な開示を求め、商流内の蓄電池製造会社の有無を確認できた可能性がある。
- ・ DL が商流の資料として提示した預金通帳記録には、MC という会社の記載がある。この段階で MC の登記簿を入手して調査していれば、同社と DL の代表が同一人物（OT 氏）であることを把握し、取引の異常性の端緒を把握することができた可能性がある。

#### イ 取引開始後

取引開始後の 2018 年 2 月上旬、高瀬氏、網屋氏は、アスカ監査法人から、取引の実在性確認の必要性を告げられていた。取引開始後であるので、その時点で完了していた第一回及び第二回取引の蓄電池製造会社名の開示を求めることや、第一回及び第二回取引の NX 社の受領印付き蓄電池納品書の提出を要求することは可能であった。しかしながら、アスカ監査法人からの指摘を真摯に受け止めず、会社が実態調査に動くことはなかった。

なお、その後、T7 及び ADC は、アスカ監査法人から本件蓄電池取引について、「取引の実在性について重大な疑義は認められませんでした。」という報告（「2018 年第 3 四半期レビューメモ及び期末決算に向けての検討事項（2018 年 3 月 9 日付）」を参照）を受けた。とはいえ、取引の実態把握を行うのは取引を行う会社であって、会計監査人の疑義なしとする報告によって、自らの調査が不要になるわけではない。

#### ウ 商流変更時

商流変更後の TP の直接の仕入先である T0 は、DL 代表取締役の OT 氏をはじめ DL 関係者が取締役を務める会社であり、登記簿等を入手して検討を行っていれば、実質的に同じ相手からの仕入・販売であることに気づき、取引の異常性を早期に把握出来た可能性がある。

商流変更時、T7 は、TP に融資する形での商流への参加を外部投資家に募っている。外部投資家を商流に引き入れる以上、取引の実態を確認し、正確に説明することは当然ともいえるが、T7 は、この時も取引の実態を確認することはなかった。



## (2) 担当役員のリスクに対する認識不足

本件蓄電池取引において、蓄電池の製造や現物の存在の確認は、会計処理及び財務報告の誤謬のリスクに限らず様々なリスク回避の観点から決定的に重要であった。

ADCの「リスク管理規程」には「役職員は、常にリスクの重要性を認識し、リスクに関する情報を早期に発見するよう努めなければならない。」(第8条第1項)等と規定されているが、T7担当取締役のリスクに対する認識は必ずしも十分ではなかった。

T7及びADCは、取引開始後は、資金が回収され、利益が計上されることに安心したが、たとえ、資金が回収され、利益が計上されるからといって、リスクが消滅するわけではない。少なくとも、以下のリスクを考慮すべきであったが、かかるリスクに対する認識を欠き、結果として、リスク回避のための事前事後の調査の重要性に対する認識が不十分となったことは否めない。

### ア 会計処理及び財務報告の誤謬のリスク

誤った会計処理及び財務報告は、株主及び一般投資家の投資判断を誤導し、直接の損害を与えかねない。本件蓄電池取引について、売買として売上計上するか否かによって、損益計算書等の数字は大きく異なる。特に本件蓄電池取引は、2018年3月期の連結財務諸表における売上高の53.8%、2019年3月期の連結財務諸表における売上高の68.2%を占有しているため、連結財務諸表に及ぼす影響の大きさから考えれば、なおさらに十分な検討・調査が必要であったと考える。

会計処理及び財務報告の誤謬のリスクを回避する観点から、本件蓄電池取引の会計処理を決定する上で、現物の存在の確認は必須であったが、かかるリスクには思いが至らず、現物の確認を怠った。

### イ 財務リスク

DLのT7に対する代金支払の原資は、NXから支払われる蓄電池売買代金である。NXがいかに信用のある会社であろうと、DLからNXに対し蓄電池が販売されない限り、蓄電池売買代金は発生しない。T7が、DLからの資金回収という財務リスクを回避するためには、蓄電池の製造とNXに対する現物の納品の確認は必須であった。

### ウ 反社・不正関与回避リスク

万が一、T7が前渡しした資金が、反社会的勢力に渡り不正なビジネスに使用されるようなことがあれば、T7及びADCは、社会的信用を失うだけでなく、取引先からの一斉の取引停止等により会社事業が重大な影響を被る可能性がある。

かかる反社会的勢力ないしは不正との関りのリスクを回避するという点から、商流に関与する企業の属性や資金の最終流入先及び用途を確認することは必須であった。

## 3 ADCの内部統制(子会社管理体制)上の不備

### (1) 取締役会の問題

取締役会の本来の機能は、取締役の職務執行の監督である。

本件蓄電池取引については、2017年11月28日のT7取締役会において「高額商品仕入れの件」の承認決議が、2017年12月8日のADC取締役会において「NX向け

LED 照明器具・蓄電池仕入資金」のための融資枠拡大の承認決議が行われている。

しかしながら、いずれの取締役会においても、本件蓄電池取引の可否について、取引の内容に踏み込んだ実質的審理は行われず、監督機能が発揮されることはなかった。

#### ア T7 取締役会固有の問題

T7 において、本件蓄電池取引開始時（2017 年 11 月）、実行に関わった取締役は高瀬氏、谷口氏の両代表取締役である。取締役 3 名からなる取締役会において、うち 2 名が、執行と監督を兼務する状況にあった（残り 1 名の取締役は当該取締役会を欠席）。かかる取締役会の構成上、本件蓄電池取引の実行を第三者的立場から審理、監督することはおよそ期待できない状況にあった。

#### イ ADC 取締役会固有の問題

ADC 取締役会においては、そもそも本件蓄電池取引の実行の可否は承認決議の対象とはされなかった。付議されたのは、取引の実行を前提とする融資枠の拡大にすぎない。

本件蓄電池取引は、T7 が初めて行う蓄電池の売買であり、かつ、ADC にとっても、2018 年 3 月期の連結財務諸表における売上高の 53.8%、2019 年 3 月期の連結財務諸表における売上高の 68.2%を占有するに至る重要な取引である。そうであれば、ADC 取締役会に、その実行の可否自体が決議議案として付議されるべきであった。

ADC の「取締役会規程」には、子会社に関する重要な事項については ADC 取締役会決議を要する旨（第 11 条第 3 項（カ））が、「関係会社管理規程」には、関係会社が行う重要な契約については決裁権限表の決裁を受ける旨（第 11 条第 8 号）が、それぞれ規定されているが、ADC の取締役会に付議するか否かの具体的判断基準が明確に定められていなかったことが原因の一つと考えられる。

#### ウ 取締役会への情報提供不足

ADC 「取締役会規程」には、議案に関する資料添付の義務付けや説明事項に関する規定はなく、担当者の裁量に委ねられていた。このため、いずれの取締役会においても、本件蓄電池取引の商流や商流に位置する各社の属性、DL 及び IA との重要な契約事項、製造会社が特定できていないこと等、本件蓄電池取引の実行や実行を前提とする融資の可否の判断及び会計処理の選択上重要な事項についての説明は行われなかった。

取締役会が議案について審理し監督機能を発揮するためには、議案についてのマイナス情報を含め、十分な情報提供が前提になる。

本件蓄電池取引に直接関与していない取締役及び監査役が、取引についての簡単な説明を受けただけで、取引内容や取引の可否の実質的審理を行い、監督機能を発揮することは困難であったと言わざるを得ない。

ただし、十分な情報がなかったとはいえ、これまで実績がない蓄電池の売買取引に参入する以上、売買取引一般のリスクや会計処理選択の指摘等詳細な調査実施の指示につながる議論を提起することが全く不可能であったわけではないことに留意すべきである。

## （2）監査の問題

監査役監査、内部監査及び会計監査の相互連携については、監査役が内部監査室及び会計監査人からそれぞれ計画や実施内容、結果等の報告を受けるとともに、相互理解、適宜情報の提供、交換を行っており、また常勤監査役と内部監査室員は会計監査人に内部統制に係る情報の提供を行っているとされている（2020年3月期ADC有価証券報告書）。

しかしながら、監査役監査及び内部監査とも、本件蓄電池取引の実態説明や会計処理の是正について有効に機能しなかった。

#### ア 監査役監査

T7及びADCの日常的な監査業務は、常勤監査役である後藤監査役が両社の監査役を兼務して行っている。後藤監査役は、T7取締役会及びADC取締役会に出席するほか、会計監査人の報告会にも出席し、本件蓄電池取引について、担当した取締役を除けば、最も情報を入手し、追及し得る立場にあった。また、監査役には、会社法上、各種の調査権限が付与されている。かかる調査権限を行使することに特段の支障があったとは認められない。

しかしながら、後藤監査役は、商流や製造会社が明らかでないことにつき懸念を有したにもかかわらず、結局のところ担当役員を信頼し、取締役会の場で調査の必要性を訴えることも、監査役会で問題提起することもなければ、自ら個別に担当取締役に対し質問し証憑を要求するなど、事実関係説明のための調査を行うこともなかった。

また、後藤監査役は、本件蓄電池取引の終了事由について、NXとDLの間で既に取引関係がなくなっていることが判明したからであるという認識を有しているが、かかる認識を有しながら、過去の取引についての蓄電池現物の有無を確認し、過去の期の会計処理の適正性について検討する必要があることには思い至らず、社内関係者に調査検討を指示するなどの是正措置を講じることもしていない。

#### イ 内部監査

##### ① 内部監査（子会社往査）

本件蓄電池取引の取引①から取引⑧が行われた期間は、奥氏がADCの内部監査室長であり、T7に対する内部監査室による往査は2018年11月及び2019年10月に同氏により行われている。しかしその内部監査の内容は、営業管理・経理管理・文書管理・J-SOXへの対応状況の確認等であり、いずれも本件蓄電池取引のより深い検討につながる内部監査は実施されていなかったと言わざるを得ない。

##### ② J-SOX（内部統制報告制度）における内部統制の整備運用評価手続

蓄電池取引に係る販売プロセスは業務プロセスの評価対象となっており、売買契約書、物品受領書、請求書、仕訳日記帳、銀行通帳入金記録等の証憑に基づき整備及び運用の評価が行われ、統制は有効であるとされていた。

しかしながら、川下企業からの注文が確定する前に川上企業から前渡金請求書を受けることや物品受領書や請求書が先日付で発行されること、契約書にはすべてのリスクをDLが負うことが規定されていることなどの不自然さに意を払い、より詳細な調査に着手することは不可能ではなかったが、これを行わなかった。また、蓄電池現物の存否に係るリスクとコントロールを認識せず、したがって整備運用評価手続の対象にはしなかった。

奥氏は、DLのHPを閲覧してDLとNXの取引関係が存在すること、IAの存在を把握し、これらが製造会社ではないことまでを確認したものの、そもそも蓄電池の現物が存在しない可能性を想定しておらず、よって蓄電池の現物確認が必要であるという認識を持つこともなく、更に踏み込んで、商流全体の確認や製造会社の特定、蓄電池の現物確認を行うには至らなかった。

#### ウ 情報・権限の集中による牽制不全

取引を推進するT7代表取締役会長高瀬氏は、取引開始当時、ADC取締役、同企画管理部長及び同財務経理部長を兼任していた。

同氏に情報及び権限が集中し、職責上、自らが会計監査人に直接対応して、本件蓄電池売買に係る会計上の問題を処理していた。他の取締役や監査役は、情報が共有されず、蓄電池の現物の存在や会計処理が問題となっていることを知りうる状況になかった。

このため、日常の役員間及び部門間牽制が働かず、問題の発見と是正が遅れることになった。

## 第6 再発防止策の提言

当委員会は、本調査により明らかとなった不適切な会計処理とその原因を踏まえ、以下の再発防止策の大枠を提言する。

再発防止策の具体的内容と実施の方法、実施体制、スケジュール等については、ADCの実情を踏まえ、ADCが自らの責任で検討し実行することになる。

### 1 経営者リテラシーの向上

#### (1) 会社事業上のリスク及び役員の職責に対する認識の徹底

会社役員には、単に利益を挙げるだけでなく、会社事業を社会的信用に応えつつ健全に行う責務がある。そのためには、発生する様々なリスクに十分目配りし、それらのリスクを回避又はコントロールする慎重さが求められる。今回の不祥事の原因の一つは、会社役員のリスクに対する認識が甘かったことである。役員はその点を反省する必要がある。ADCは、役員に対し反省と自覚を促すため、ADC及び子会社の事業上のリスクの所在やリスク回避の方法、手段、役員が果たすべき職責に関する研修を実施すべきである。

#### (2) 一般的会計不正事例に関する知識の補充

本件蓄電池取引は典型的な資金循環取引である<sup>31</sup>。資金循環取引は、不正会計の手段としては目新しいものではなく、過去、幾度となく、その不正が摘発され、会社決算上注意すべきとして警鐘が鳴らされていた。役員に、あらかじめ資金循環取引の知識があれば、その観点から本件蓄電池取引を調査、観察することで、本件蓄電池取引への関与及び不適切な会計処理を回避し得た可能性は高い。

資金循環取引等の典型的会計不正事例に関する知識の欠如が原因で、不適切な会計処理を見逃すことにならないよう、役員に対して、ADC及び子会社が行う取引に関連して、最低限理解しておくべき、会計不正事例に関する研修を実施する。

### 2 内部統制体制の再構築

#### (1) 社内における内部統制体制の構築

##### ア 既存取引の見直し

今回、調査不十分のまま本件蓄電池取引を開始し、その結果、不適切な会計処理という不祥事を招くことになった。

ADCのこれまでの監視監督及び監査の体制の実情に照らせば、既存取引において

---

<sup>31</sup>典型的資金循環取引の取引要素（証券取引等監視委員会事務局「開示検査事例集(令和元年10月公表)」P20参照）

- ① 取引を開始するに当たり仕入先と販売先が決められていること
- ② 仕入先と販売先の会社代表者が同一人物である、又は取引先の会社代表者と緊密な関係にあること
- ③ 商品が仕入先から販売先に直送されるという帳合取引ということで、各社は、商品の実在性に関してサンプルの確認を行った程度で、個々の取引の商品の物流に関する証書類を入手していたものの、それらに含まれていた偽造を示唆する情報に気付くことがなかったこと（商流に乗った現物の確認を怠っていること）

も、同様の状況にある可能性は否定できない。

役員は、ADC 及び子会社が行う既存取引について、取引内容の正確な把握ができているか、想定されるリスクの網羅的洗い出しと適正な評価は行われているか、会計処理や契約上の論点の検討に怠りがないか、社内手続の遺漏はないか等の観点から再確認すべきである。

## イ 新取引についての調査及び検討の徹底

### ①新取引を行う前の調査及び検討の徹底

新取引を行うに際しては、当該取引の内容、関係会社の属性と信用リスク、取引において想定される各種リスク（事業リスク、財務リスク、会計リスク、法的リスク等）の洗い出しとリスクの評価、リスク回避方法の検討、会計処理方針等について、担当部署による調査及び検討の実施を徹底する。

その際、担当部署は、自己の了見に留まることなく、経理部等の内部関連部署の知見に加え、会計監査人、顧問税理士、顧問弁護士等の外部専門家の知見を積極的に活用し、調査及び検討に遺漏なきよう努める。

### ②新取引開始後のモニタリングの実施

新取引については、一定期間、内部監査及び監査役監査の重点監査対象に位置付け、監査を実施する。

内部監査室及び監査役は、疑義を有した場合、追加の調査を自ら又は関連部署に指示して行うものとする。検出事項があれば、直ちに、代表取締役、監査役会、取締役会、会計監査人に報告する。

## (2) 取締役会の監督機能の向上

### ア 取締役会への議案付議と十分な情報の提供

#### ① 重要案件の ADC 取締役会付議

新取引等の重要案件については、必ず ADC 取締役会に上程する。

本件蓄電池取引の開始の際、ADC において、T7 に対する融資枠の拡大については取締役会の承認事項とされたが、T7 が行う本件蓄電池取引の実行の承認は T7 の取締役会に委ねられていた。

そのため、本件蓄電池取引の実行について、ADC 取締役会では簡単な説明が行われただけで、取引内容に関わる審理は行われなかった。

ADC グループ全体の適正な事業遂行を確保するため、新取引の実行主体が子会社であっても、リスクの高い取引、規模の大きい取引など ADC に重要な影響を与える取引については、その実行の可否を子会社取締役会だけでなく ADC 取締役会の承認事項とすべきである。

その際、確実な運用を確保するため、「取締役会規程」、「関係会社管理規程」等の関連規程の整備を行う必要がある。

#### ② 議案についての十分な情報提供

上程議案についての十分な議論を可能とするためには、担当役員による恣意的あるいは都合の良い情報及び説明の取捨選択を排し、議案についての一律の情報提供と説明を義務付ける必要がある。

例えば、新取引に関する議案では、担当役員は、取引内容、関係会社、契約内容、

リスク検討の状況、会計処理方針等を必ず説明するものとし、必要に応じ、外部調査機関調査レポート、会計監査人意見書、顧問弁護士意見書等を用いて補充すべきである。

さらに、口頭説明の曖昧さをなくすため、上程議案の説明は必ず書面（電子データを含む。）をもって行うものとし、事前配付及び事前説明を徹底することが肝要である

#### イ 取締役会構成の見直し

##### ① ADC 取締役会の構成

取締役会が、多様な観点からの活発な議論を通じ、監督機能を発揮するためには、その構成において、社内・社外の割合や各役員の属性・専門性等のバランスが取れていることが重要である。

その点において、ADC 内の専門性や知見を補充しうる社外役員の活用は重要である。

適正な会計処理や財務報告という点からは、取締役会において会計上の問題や疑義を提起し、議論をリードするとともに、他の役員の理解のために会計基準等について説明する役割を担う公認会計士等財務会計の専門家の登用も検討すべきである。

また、取締役会での指摘や懸案を直ちに監査に反映し、そのフォローを容易にする上で、内部監査室のオブザーバー参加は有用と考える。

##### ② 子会社取締役会構成

子会社は、その規模から、役員の人数は限定される。しかしながら、取締役会の審理が、単なる業務執行の形式的追認とならないよう、執行業務を担当する役員と、管理業務を担当する役員のバランスに留意しなければならない。

また、ADC が役員を派遣する場合は、子会社の事業の内容、特色、リスクの性質、内部統制の状況、派遣候補者の経験や専門性、ADC での担当等を踏まえ、適任者の選任に努める必要がある。

### (3) 監査体制の整備

#### ア 監査役監査の強化

##### ① 誠実な職務執行

今回、常勤監査役は、本件蓄電池取引について疑問を有しながらも、追加の調査等には着手しなかった。監査役には、ささやかな疑問であっても、うやむやにしない誠実な職務執行が求められる。

##### ② 監査能力の向上

資金循環取引は、典型的な不正会計であり、とりわけ監査役は会計監査の職責を担う以上、当該知識を有することは当然と言われても致し方ない。資金循環取引の知識を有していれば、本件蓄電池取引の特異性に気付き得た可能性は高い。

監査役の監査対象は、会社業務全般に及ぶため、職務遂行上、業務知識だけでなく、広範な専門知識が要求される。企業会計や監査、会社不正、不適切会計等に係る外部セミナーへの参加等を通じ自らの監査能力の向上を図る必要がある。

ADC は、監査役の自助努力に委えだけでなく、経済的支援等積極的なバックアッ

プを行うべきである。

### ③ 社外監査役の知見の活用

本件蓄電池取引について、社外監査役に対しては、取締役会及び監査役会の場において、十分な情報が提供されず、常勤監査役もあえて個別に相談しなかったためか、社外監査役が機能することはなかった。監査役会設置会社として、社外監査役の専門的知見を監査に活かすためには、会社情報に接することが少ない社外監査役に対する情報提供と相互の緊密な意見交換は重要である。

### ④ 監査役会の運営方法の見直し

これまで、監査役会は取締役会終了後に開催されていたが、監査役が取締役会での議案審理に積極的に関与することを可能とするため、取締役会開催前に監査役会を開催し、取締役会議案について予め審理を行った上で取締役会に出席することが望ましい。

監査役会の審理充実のため、ADCは、取締役会議案資料を予め各監査役に配付し、又は事前説明を行うとする会社ルールを徹底する必要がある<sup>32</sup>。

### ⑤ 会計監査人及び内部監査室との連携

ADCでは、現状1名の常勤監査役が、グループ全体の監査実務を担っている。効率的に監査を実施するため、会計監査人、内部監査室との連携は必須である。相互に分担、協働しながら、監査リスクの所在、重要度を踏まえ、計画的かつ重点的な監査の実施に努める必要がある。

会計監査人は会計監査を通じて、会社が把握していない事実や会計その他のリスクを把握しうる立場にある。会計監査人が行う監査報告会において、漫然と報告を受けるだけでなく、これを外部からの情報を得る重要な機会と位置付け、積極的な情報交換と意見交換に努めるべきである。これまで、報告会には常勤監査役のみが出席し、かつ、その情報は非参加の社外監査役との間で十分な共有が行われてこなかったが、報告会の重要性に鑑み、監査役全員が出席すべきである。

なお、2021年3月期から、会計監査報告書には「監査上の主要な検討事項 (Key Audit Matters)」の記載が行われるが、記載される検討事項は、会計監査人が監査役等とコミュニケーションを行った事項から選択される。会計監査人と監査役間の一層の情報交換が求められることに留意すべきである。

### ⑥ 監査人員の強化

監査業務量に照らし、マンパワーが不足するのであれば、ADCは、常勤監査役の増員、監査補助者の採用も検討すべきである。

---

<sup>32</sup> ADCの取締役会規程では「取締役会の決議事項及び報告事項に関する資料は、開催の日時の48時間前までに、各取締役及び監査役にあてて事前配布するものとする。次に前項の事前配布が不可能な場合は、決議事項及び報告事項の担当者は、各取締役及び監査役に対して、取締役会の開催に先立ち、資料の内容を説明するものとする。」(第7条)と規定されているが、必ずしも徹底されていない。



## イ 内部監査の強化

### ① 監査方法の見直し

今回、内部監査室の内部監査及びJ-SOXの内部統制評価のいずれにおいても、不適切会計の原因となった資金循環取引を検出することができなかった。2(1)アの既存取引の見直しと並行して、内部監査及びJ-SOXの内部統制評価の方法を見直す必要がある。

また、リスクの所在に応じた重点的監査を実行するためには、常時、会社の事業の動向に目配りするとともに、取締役会へのオブザーバー参加を通じての情報収集に努めることが有用である。

### ② 監査能力の向上

監査役監査と同じく、内部監査の対象は、会社業務全般に及ぶため、職務遂行上、広範な専門知識が要求される。外部セミナーへの参加等を通じ、自らの専門知識を補充するとともに、他社の内部監査室の活動や監査手法を知ることで、監査能力の継続的向上を図る必要がある。ADCは、当然、バックアップを行うべきである。

### ③ 会計監査人・監査役との連携

ADCでは、現状1名の内部監査室長が、グループ全体の内部監査実務を担う。効率的に内部監査を実施するため、会計監査人、監査役とし、計画的かつ重点的な内部監査の実施に努める必要がある。また、会計監査人が行う報告会には内部監査室長も出席すべきである。

### ④ 監査人員の強化

内部監査人員が不足するのであれば、人員の補充や外部専門家の活用を検討すべきである。

## (4) 情報及び権限集中の排除

### ア 役員を担当業務の分散

特定役員が、執行部門及び管理部門の責任者を兼務するとなると、重要な情報及び権限が当該役員に集中する。その結果、社内の情報流通が阻害されるだけでなく、役員間及び部門間牽制が弱化する。

執行部門及び管理部門を担当する役員は別人とし、特定個人への情報及び権限の集中を排除すべきである。

### イ 独立した会計監査窓口の設置

会計処理上の論点について、当該論点が生じた取引の担当役員と会計監査人限りの協議と判断に委ねることを排し、社内のオープンな議論に委ねる必要がある。そのため、会計監査人監査の窓口及び会計監査人との調整の担当を取引に関与しない管理部門責任者の任とすべきである。

## (5) 不祥事の早期発見のための取組

ADCにおいては、既に一定の内部通報制度（社長室または内部監査室を通報先とする社内窓口及び法律事務所を通報先とする社外窓口）が整備されているが、法令違反行為等不祥事の早期発見に有効に機能せしめるため、ADCグループ全体の役職員に同

制度の存在及び意義をあらためて周知、徹底する。

また、コンプライアンス委員会が行うコンプライアンス教育と合わせて、役職員に対するアンケート調査を実施するなど不祥事の早期発見のための取組を行うことが望ましい。

以 上